

2023 年度
自己点検・評価報告書

2024 年 6 月 1 日

東京情報デザイン専門職大学

はじめに

東京情報デザイン専門職大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、情報学に関わる学術の教授及び研究を行うとともに、産業界との連携により、実践的かつ創造的な能力を備え、高い素養と倫理観をもった職業人を育成し、社会の発展に寄与することを目的とし、2022年8月の設置認可を経て、2023年4月に開学を迎えた。

開学から4年間は設置履行状況確認期間にあたり、設置認可申請時に文部科学省に提出した「設置の趣旨等を記載した書類」に基づく大学運営を行っていき、完成年度後に受審することになる認証評価を見据えた大学基準ならびに点検・評価項目に沿った自己点検・評価活動を実施し、積極的な改善活動に努めるとともに、本学の特徴的な点を再認識し、それらを活用した積極的な広報活動を行うこととしている。

本報告書は、開学初年度である2023年度における大学運営に関して、本学は1学部1学科の単科大学であるため、事務局や学部、各委員会、センター等が所管する業務に応じた項目割振り評価を行い、その報告を元に自己点検・評価委員会により本報告書にまとめたものである。報告内容は、事務局や学部、各委員会、センター等にて取組んだ課題を、事実(エビデンス)に基づいて具体的かつ網羅的に示した。

なお、点検・評価項目は、公益財団法人大学基準協会が行う大学評価の基準(「理念・目的」、「内部質保証」、「教育研究組織」、「教育課程・学習成果」、「学生の受け入れ」、「教員・教員組織」、「学生支援」、「教育研究等環境」、「社会連携・社会貢献」、「大学運営・財務」)ならびにそれぞれの基準に係る点検・評価項目とした。

本学は、2026年度の完成年度に向け、向こう3年間は設置認可申請時に文部科学省に提出した「設置の趣旨等を記載した書類」に基づく大学運営を行うことを前提としつつ、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月26日中央教育審議会答申)による、学修者本位の教育の実現を図るため、それぞれの取組を有機的に関連付け、根本的かつ包括的な教育改善につなげていく。学長のリーダーシップの下、三つの方針(「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP))を起点とした、組織的な教学マネジメントの確立を目指す。

2024年5月31日

東京情報デザイン専門職大学学長
自己点検・評価委員会委員長
中鉢 良治

目 次

第 1 章	【基準1】理念・目的	1
第 2 章	【基準2】内部質保証	4
第 3 章	【基準3】教育研究組織	7
第 4 章	【基準4】教育課程・学習成果	9
第 5 章	【基準5】学生受け入れ	20
第 6 章	【基準6】教員・教員組織	25
第 7 章	【基準7】学生支援	30
第 8 章	【基準8】教育研究等環境	35
第 9 章	【基準9】社会連携・社会貢献	43
第 10 章	【基準10(1)】大学運営・財務 (1) 大学運営	48
第 10 章	【基準10(2)】大学運営・財務 (2) 財務	55

第1章 【基準1】理念・目的

【点検・評価項目】

- ①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

我が国ではデジタル化社会の中で Society5.0 として、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の構築を目標としている。その中で本学が養成するのは情報技術者である。

本学が養成する情報技術者は情報サービス業を中心として、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業等の情報技術を活用したビジネスを行っている企業で活躍することを想定している。情報技術を活用したビジネスとは、情報技術による製品やサービスの設計、開発・製造、保守・運用や、情報技術を活用して行う業務上の各フェーズを指す。これらをまとめて IT 関連産業とする。

そして、日本経済界および IT 関連産業界において求められている共通項として、「社会の需要に応える」ことが挙げられる。「ニーズ対応力」、「付加価値を生み出す」等の表現で述べられていたが、企業は社会の需要に応えること、商品やサービスに求められている付加価値を生み出すことで成長、存続ができる。このような社会に求められる人材を養成すべく本学の目的を設定し、それを踏まえ、情報デザイン学部の目的を次のように設定している。(資料 1-1)

●東京情報デザイン専門職大学の目的

「教育基本法及び学校教育法に基づき、情報学に関わる学術の教授及び研究を行うとともに、産業界との連携により、実践的かつ創造的な能力を備え、高い素養と倫理観をもった職業人を育成し、社会の発展に寄与することを目的とする。」

●情報デザイン学部の目的

「情報に関する専門知識や情報技術を社会の需要につなげるために実践的かつ創造的に活用できる能力を身につけた人材を養成し、社会に貢献することを目的とする。」

情報デザイン学部の目的は社会の要請であり、社会的背景から導き出された情報技術者が実践すべき使命である。研究者等が見出した新たな技術、技法を社会の需要を満たすために社会実装することを目的とする情報技術者を養成することが、専門職大学で養成すべき方向性と定めている。

また、本学の目的と養成する人材像を実現するために、また、各種の分野で専門職人材を養成するために、次のとおり「教育理念(建学の精神)」を掲げて、新たな時代の先導役となる人材を養成する。

●東京情報デザイン専門職大学の教育理念(建学の精神)

『実践』

専門職業人材としての専門的な知識を有し、実践に利用できるプロフェッショナルとしてのミッションと倫理観をもって社会に貢献する高い志を有する人材となる。

『自立』

技術及び社会やビジネスの変化のみならず、自身のライフキャリアの変化に応じ、常に高い好奇心を持ち、持続的に学修し続けることで、社会的、職業的自立を目指し、常に人間としての成長を志す人材となる。

『創造』

多様な関係者とコミュニケーション・コラボレーションし、共創することで専門知識とスキルを統合した創造的な発想により、新たな価値創造ができる人材となる。

②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

本学の目的については、東京情報デザイン専門職大学学則第1条(資料1-2)において「教育基本法及び学校教育法に基づき、情報学に関わる学術の教授及び研究を行うとともに、産業界との連携により、実践的かつ創造的な能力を備え、高い素養と倫理観をもった職業人を育成し、社会の発展に寄与することを目的とする。」と明確に述べられている。

教職員、学生に対しては、入職時あるいは入学時のオリエンテーションで本学 Portal Site (TID Portal) 上で公開されている学生便覧(資料1-3)に、この目的が明確に述べられている。

2023年度では、職員については入職時のオリエンテーションが実施され、大学の理念・目的及び学部の目的等について周知した。学生についても、入学時オリエンテーションを実施し、大学の理念・目的及び学部の目的等について周知した。また、社会に対しても本学 web サイト(資料1-4)にて、大学の理念・目的及び学部の目的等について公表している。

③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

本学は中・長期計画を検討するための組織について、2024年4月の設置を計画している。2023年度は、本学の戦略を示し教職員間での共通認識を持つことを行ったが、具体的な施策を進めていくための組織設置を準備しているところである。

実際の活動としては2024年度に組織の運営をはじめ、専門職大学として将来を見据えた中・長期の計画を策定する予定である。

【評価】

専門職大学設置申請書に掲げた専門職大学の理念と目的を元に、専門職大学の理念・目的を適切に設定している。また、それを踏まえ、学部を適切に設定し公表している。

専門職大学の理念・目的を遂行するための施策については、文部科学省による設置計画履行状況を報告する期間中は特に変更がないと思料しているが、その後をにらんで中長期的な戦略の策定を行う部署の設置を予定している。

【改善】

本学は 2023 年度に開学したばかりのため、文部科学省の設置履行状況確認期間にあたり、専門職大学の理念・目的は専門職大学設置申請書に記載した内容をそのまま踏襲している。今後4年間はこの理念に沿って専門職大学運営を行うように、業務の改善と効率化に努める予定である。(資料 1-5)

大学運営会議および教授会において本学の戦略を示し共通認識を持っているが、具体的な施策の実行計画を策定していく必要がある。(資料 1-6)

【資料】

資料 1-1 設置認可申請書(設置の趣旨等を記載した書類)

資料 1-2 東京情報デザイン専門職大学 学則

資料 1-3 東京情報デザイン専門職大学 学生便覧

資料 1-4 東京情報デザイン専門職大学 情報公開ページ

(<http://www.tid.ac.jp/about/public-information/> 2024.05.01)

資料 1-5 設置に係る設置計画履行状況報告書(2023 年 5 月提出)

資料 1-6 TID No.1 戦略(第 5 回大学運営会議資料)

第2章 【基準2】 内部質保証

【点検・評価項目】

①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

開学初年度であったため、年度当初は内部質保証のための全学的な方針及び手続は明示できていなかったが、自己点検・評価委員会(資料 2-1)にて検討を行い、本学における内部質保証の方針を次の通り策定し、この方針に従い「2023 年度自己点検・評価の実施方針」(資料 2-2)を策定し、自己点検・評価委員会の活動として自己点検・評価を行い、要整備項目について組織的に 2023 年度中に整備することとした。

●内部質保証の方針

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。(以下、PDCA サイクルという。)

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することにより、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

本学では内部質保証に関する組織として、自己点検・評価委員会を設置している。

2023 年度は、大学基準協会が明示する 10 の大学基準及び点検項目に準じ、自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価を実施した。自己点検・評価結果の概要について、大学運営会議(資料 2-3)において報告を行った。

また、調査結果の内容については、学長を委員長とした自己点検・評価委員会が最終的な責任を負う体制となっている。

③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

開学初年度である 2023 年度は、内部質保証システムを有効に機能させるための方針及び手続について自己点検・評価委員会において検討し、策定した。その上で、要整備項目について組織的に 2023 年度中に整備することとした。

そのため、内部質保証システムの有効性については、2024 年度の課題となる。2023 年度の自己点検評価報告書による結果を確認し、2024 年度において改善活動を進めていく。これら活動を検証することにより、本学の運営に関する内部質保証システムの有効性について検討を行うことで、本学における内部質保証システムの有効性を示す予定である。

④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動及びその他大学の諸活動については、事務局長が情報を集約し事業報告書にまとめ、本学 Web サイト(資料 2-4)に公開することとしている。2023 年度の自己点検・評価結果については、2024 年 6 月に公開する予定である。

財務情報についても、私立学校法第 47 条に基づき、本学 web サイトにて、外部に対して情報を公表している。

また、法人内部監査室により会計書類の監査、2023 年度においては外部の監査法人より期中監査を受けており、本学財務情報の数値が適切に処理されていることも担保されている。

⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検・評価報告書を 1 年に一度作成し、報告書の公表を行う。また、自己点検・評価に基づく改善・向上に向けた取り組みについては今後構築していき、教育研究活動の組織的・継続的な改善のため、2024 年度より順次実施予定としている。

【評価】

財務情報の適正さ及び公表時期においても遅延なく公開されており、社会に対する説明責任を果たしていると判断している。

内部質保証の実施については、自己点検・評価委員会を中心に大学基準協会が明示する 10 の大学基準及び点検項目に準じ、自己点検・評価を実施した。

本報告書作成の過程において、外部認証評価を受審するにあたり、実施方法の効率化や点検項目についての課題が明確になった。

【改善】

内部質保証を行う上で、全学協力のもと実施するために、各所における活動エビデンスとなる資料の管理や個々の点検項目の精査が今後の課題となることが分かった。

今後は、自己点検・評価委員会において、より一層の自己点検の方法やエビデンスの管理方法について調査を行い、各部署に対し資料の管理方法や点検項目の内容に関し、理解を深める研修を行う予定である。

【資料】

資料 2-1 自己点検・評価委員会規程

資料 2-2 2023 年度 自己点検・評価の実施方針

資料 2-3 第 6 回大学運営会議 議事録

資料 2-4 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「情報公開」

(<http://www.tid.ac.jp/about/public-information/> 2024.05.01)

第3章 【基準3】教育研究組織

【点検・評価項目】

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

(学部・研究科)

本学は、教育理念(建学の精神)ならびに情報デザイン学部の目的に基づき養成人材像を定めている。これらは本学Portal Site(TID Portal)上で公開されている学生便覧(資料3-1)に公開しており、明確に示されている。

学部の構成について、本学は文部科学省に対して情報デザイン学部を設置する旨の設置申請(資料3-2)を提出して認可され、2023年4月に開学した。

情報デザイン学部には情報デザイン学科という単一の学科を設置し、1学年定員160名を40名4クラスとして授業を運営している。情報デザイン学部には学部長を配置し、月2回開催される教授会を通じて運営状況を確認している。教授会は、学部における教員組織の意思決定機関として、確認・審議等を行っている。

学部運営を支える事務組織については、教学事務部(教務担当、学生担当)、総務部(人事、施設管理、研究支援等)、入試広報部(入学試験、学生募集等)を組織している。

なお、本学は大学院を有しないため、研究科を配置していない。

(附置研究所、センターその他の組織)

2023年度は、教員及び学生の教育研究を支援するためのセンターとして、「教育開発・学修支援センター」と「研究支援センター」を設置し運用を開始した。

各センターの概要は次の通りである。

・教育開発・学修支援センター

教育開発・学修支援センター(資料3-3)は、本学の教育理念および学部の目的・養成人材像実現に貢献するために、全学的な教学政策の形成、継続的な評価・検証・改善のプロセスにおける支援、学部教育および学生の学修の質向上にむけた取り組みを支援し、学部の方針に基づいた教育・学修支援、教員・学生支援およびそれに必要な調査・研究を行うことを目的としている。

・研究支援センター

研究支援センター(資料3-4)は、本学教授会および事務局と連携しつつ、教員が様々な研究活動に注力できるように支援し、本学の研究活動の活性化及び本学の研究プレゼンス向上に貢献することを目的としている。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学部の設置及びその運営については、文部科学省に設置申請し認可を受けた通りの設置状況となっており、その運営については学部長のリーダーシップのもとで学部の教授会を毎月2回開催することで、定期的なチェック機能を果たしている。教授会はその上位にある大学運営会議によって統括され、全学としての運営に照らして適切な運営ができる体制となっている。

【評価】

教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目を適切に開設し、体系化された教育課程を適切に運営しており、教育課程に相応しい教育内容を提供している。その運営に関して、教授会及び大学運営会議が適切なチェック機能を果たしている。また、学部運営を支える事務組織についても、開学1年目の現段階において十分に組織され、機能している。以上のことから、本項目の基準はおおむね充足していると判断している。

【改善】

本学は開学1年目であったために、学生の就職活動やキャリア形成を支援するキャリアセンターについて、施設のみを用意した状態であり、本格的な活動開始を次年度に送った。2025年度には学生の臨地実務実習が本格化し、学生のキャリア形成も本格化する中で、2024年度にはキャリアセンターを開設し、本格的な活動を開始する予定である。

また、本学園の建学の理念である「実学教育」「人間教育」「国際教育」ならびに本学設置の目的にも謳われている「職業人を育成し、社会の発展に貢献する」ために、本学教授会等との連携を図り、第三段階教育に関する理論的、実証的、実践的な研究開発を行い、第三段階教育のあり方を探究することを目的として、職業人教育研究センター(資料3-5)の設置を2024年4月に計画している。

【資料】

- 資料 3-1 東京情報デザイン専門職大学 学生便覧
- 資料 3-2 設置認可申請書(設置の趣旨等を記載した書類)
- 資料 3-3 教育開発・学修支援センター規程
- 資料 3-4 研究支援センター規程
- 資料 3-5 職業人教育研究センター規程

第4章 【基準4】教育課程・学習成果

【点検・評価項目】

①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

本学は、学則第1条(目的)により、教育基本法及び学校教育法に基づき、情報学に関わる学術の教授及び研究を行うとともに、産業界との連携により、実践的かつ創造的な能力を備え、高い素養と倫理観をもった職業人を育成し、社会の発展に寄与することを目的とする。これに基づき学位授与方針を定めており、「本学所定の卒業要件を満たした場合、情報学士(専門職)を授与」する。

学生に対して、本学Portal Site(TID Portal)上で公開されている学生便覧(資料4-1)により、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)と学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)との関係を理解するように説明している。

情報デザイン学部は、「情報に関する専門知識や情報技術を社会の需要につなげるために実践的かつ創造的に活用できる能力を身につけた人材を養成し、社会に貢献すること」を目的とし、この目的を達成するための人材を「情報デザインエンジニア」と呼称し、本学部の養成人材像としている。情報デザインエンジニアとは、「情報に関する専門知識と情報技術を習得し、課題の要因を探り、解決策をデザインする思考法を備えた、ステークホルダーとの連携・協働によりシステムを開発できる情報技術者」と定義している。この養成する人材の目的を達成するために、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)について、以下のとおり定め、本学webサイト(資料4-2)に公表している。

なお本学では、ディプロマ・ポリシーを「学士教育課程教育の構築に向けて(中央教育審議会答申)」の分類『知識・理解』・『汎用的技能』・『態度・志向性』・『統合・創造』に合わせるかたちで定めている。

『知識・理解』

- 1) 情報学の専門知識と専門技術
- 2) 情報技術を他分野に展開するための基礎知識
- 3) 生涯にわたり自らの資質を向上させるための基礎知識

『汎用的技能』

- 4) 問題解決を追究するための批判的思考力・創造力
- 5) 連携・協働して仕事を行うためのコミュニケーション力・コラボレーション力

『態度・志向性』

- 6) 成長的思考・態度
- 7) 職業観・倫理観

『統合・創造』

- 8) 実践的・創造的思考力

②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

本学では、「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成・展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養する」との専門職大学における教育課程の編成方針を踏まえたうえで、教育上の目的や養成する人材の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設している。

また、4年間の修学期間内において、教育上の目的や養成する人材の目的を確実に達成するとともに、学部教育における基礎教育の重要性を踏まえたうえで、教育課程が過密とならないように配慮することから、教育内容を精選し、学位授与の方針を達成するために必要な授業科目について、優先順位を踏まえた科目を配置することとし、単位制度の実質化に向けた適切な学習時間を確保することによる教育の質の確保を目指すこととしている。

さらに、教育課程編成・実施の方針が、養成する人材の目的を達成するために策定され、かつ、教育課程の編成において、体系性と順次性が明確であることを示すことから、学位授与の方針と教育課程編成の方針との関係や授業科目間の系統性を図示した関係図を示すとともに、年次やクォーターごとの科目配置の全体が俯瞰でき、時系列に沿った履修科目が理解できるように、典型的な履修モデルを示すこととしており、併せて、CAP制の趣旨を踏まえ履修登録単位数を明示することとしている。

教育目的に基づいた学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)について、次のとおり定め、本学webサイト(資料4-3)に公表している。

(教育課程の編成方針)

- 1) 情報に関する基本的知識と情報技術を身につけるための科目を配置する。
- 2) 本学が設定する履修モデルの対象領域における、情報の発展的な知識と実践的な技術を身につけるための科目を配置する。
- 3) 職業専門科目の知識や技術をベースとして、創造的な役割を果たすために必要となる関連他分野の知識としてビジネスとイノベーションの基本知識を身につける科目を配置する。
- 4) 広く自然科学のリテラシーとなる基礎知識を身につけるための科目、アートの観点から創造力につなげるための科目、グローバル社会における職業人として必要となる英語でのコミュニケーション力を高めるための科目を配置する。
- 5) デザイン思考に基づくデザインプロセス(分析・課題発見・試行錯誤・提案・評価)を理解し、批判的かつ創造的に考える力を身につけるための科目を配置する。
- 6) デザイン思考に基づくデザインプロセス(分析・課題発見・試行錯誤・提案・評価)をPBL型授業や実務現場で繰り返し経験し、関連する他者(ステークホルダー)と連携し協働するための能力を身につけるための科目を配置する。
- 7) 社会全体の基礎的なリテラシーを身につけ、職業意識や職業観ならびに職業規範、倫理観を学び、生涯を通じ学習しつづける姿勢を醸成するための科目を配置する。

- 8) これまでに修得した知識・技術ならびにスキルの統合を図り、情報や情報技術を活用した新しい商品やサービスを生み出すための実践的かつ創造的な能力を養う科目を配置する。

(教育課程の実施方針)

1) 授業方法

主に知識や理論の理解を目的とすることが中心となる科目においては、講義を中心とした授業方法とし、主に技術の修得を目的とする科目においては、演習、実習を中心とした授業方法とする。

2) 学修方法

学生の能動的な学修態度を醸成するため、グループによる少人数の演習や体験学習、プロジェクト学習を取り入れる。また、LMS(Leaning Management System)を活用した反転学習を取り入れる。

3) 教育課程の可視化

教育課程における授業科目の目標や内容、評価方法を記載した授業計画を示すとともに、教育課程を明確に表すためのカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを提示する。

4) 単位制度の実質化

学生が学習目標に沿った適切な科目履修を行えるよう、具体的な養成人材像に対応した、履修モデルを提示する。また、単位制度の実質化を図る観点からCAP制を導入し、各学期12単位を上限とする。

5) 評価基準

あらかじめ学生に対し、各授業科目における学修目標や授業方法、授業計画等を明示する。また、成績評価基準や卒業認定基準を示し、これらに基づき公正な評価を行う。

6) 学修成果の可視化と検証

教育課程の断続的な見直しのためアセスメント・ポリシーを定め、学修成果を可視化ならびに検証し、教育課程の見直しに反映させる。

③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学では、学部の目的及び養成する人材の目的を達成するために、教育課程を「基礎科目」、「職業専門科目」、「展開科目」、「総合科目」の科目群から編成する。4年間を通して、知識・スキル、態度や価値観を身につけることができるよう、基礎から応用、講義から演習や実習へと発展する科目配置としている。

また、科目配置の自由度を上げるため、4ターム制を導入している。各年次は、前学期と後学期に分け、さらにそれぞれを8週間ずつの2タームに分割し、合計4タームとしている。それぞれのタームは4月からのタームを第1ターム、6月からのタームを第2ターム、9月後半からのタームを第3ターム、12月からのタームを第4タームとしている。

1コマを100分授業とし、各授業科目は半期14週を原則とする。学修内容によって1ターム7週による授業で完結できる科目については1タームで設定する。年次別に過密にならないよう、学年別、学期別、ターム別に適切に科目配置している。

さらに、本学では臨地実務実習を3年次の第3ターム及び4年次の第2タームに設定する。臨地実務実習の期間に合わせ、その前後を有効に活用する。臨地実務実習後のタームにて履修できる科目を配置することで、学内での学修と企業での学修を連結させやすくしている。

科目群ごとの構成を次に示す。

(基礎科目)

基礎科目は、「社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成」という基礎科目の趣旨を踏まえて、ものの見方、考え方、学び方、表現方法を<数理基礎><現代社会><キャリア><アート><語学>の5つの科目小区分に分類した科目群である。

カリキュラム・ポリシーとの対応については、<数理基礎><アート><語学>が「4)広く自然科学のリテラシーとなる基礎知識を身につけるための科目、アートの観点から創造力につながるための科目、グローバル社会における職業人として必要となる英語でのコミュニケーション力を高めるための科目を配置する。」に対応する。<現代社会><キャリア>が「7)社会全体の基礎的なリテラシーを身につけ、職業意識や職業観ならびに職業規範、倫理観を学び、生涯を通じ学習しつづける姿勢を醸成するための科目を配置する。」に対応する。

また、基礎科目は必修科目10単位と選択科目34単位により構成され、基礎科目全体で20単位以上の履修を必要とする。また科目小区分ごとでは<数理基礎>より6単位以上、<現代社会>より2単位以上、<キャリア>より6単位以上、<アート>より2単位以上、<語学>より2単位以上が必要と定めている。

(職業専門科目)

職業専門科目は、「専攻に係る特定の職業において、必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目」という職業専門科目の趣旨を踏まえて、「情報デザインエンジニア」に求められる、情報についての専門知識と情報技術、課題の要因を探り、解決策をデザインする思考法、そしてステークホルダーと連携・協働するために必要なコミュニケーション力・コラボレーション力を<情報専門基礎><情報専門発展><情報デザイン><臨地実務実習>の4つの科目小区分に分類した科目群である。

カリキュラム・ポリシーとの対応については、<情報専門基礎>は、「1)情報に関する基本的知識と情報技術を身につけるための科目を配置する。」に対応する。<情報専門発展>は、「2)本学が設定する履修モデルの対象領域における、情報の発展的な知識と実践的な技術を身につけるための科目を配置する。」に対応する。<情報デザイン>は、「5)デザイン思考に基づくデザインプロセス(分析・課題発見・試行錯誤・提案・評価)を理解し、批判的かつ創

造的に考える力を身につけるための科目を配置する。」と「6)デザイン思考に基づくデザインプロセス(分析・課題発見・試行錯誤・提案・評価)をPBL型授業や実務現場で繰り返し経験し、関連する他者(ステークホルダー)と連携し協働するための能力を身につけるための科目を配置する」に対応する。〈臨地実務実習〉はカリキュラム・ポリシー1)2)5)6)に対応するほか、「7)社会全体の基礎的なリテラシーを身につけ、職業意識や職業観ならびに職業規範、倫理観を学び、生涯を通じ学習しつづける姿勢を醸成するための科目を配置する。」の5つのカリキュラム・ポリシーに対応する。

また、職業専門科目は必修科目55単位と選択科目78単位により構成され、専門職業科目全体で84単位以上の履修を必要とする。また科目小区分ごとでは〈情報デザイン〉と〈臨地実務実習〉は必修科目のみで構成され32単位、残りの〈情報専門基礎〉と〈情報専門発展〉で52単位以上が必要となる。〈情報専門基礎〉〈情報専門発展〉では履修モデルを用意し、特に〈情報専門発展〉ではコア科目を設定し、必要な履修選択がもれなく行えるよう定めている。

(展開科目)

展開科目は、「専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目」という展開科目の趣旨を踏まえて、情報技術者(技術職)の分野において創造的な役割を果たすために必要な、専門分野のノウハウを他分野に展開(又は逆に他分野のノウハウを専門分野に展開)したり、専門分野と他分野を融合したりすることで創造や革新を牽引できる能力を身につける科目群である。

カリキュラム・ポリシーとの対応については、「6)デザイン思考に基づくデザインプロセス(分析・課題発見・試行錯誤・提案・評価)をPBL型授業や実務現場で繰り返し経験し、関連する他者(ステークホルダー)と連携し協働するための能力を身につけるための科目を配置する」と「7)社会全体の基礎的なリテラシーを身につけ、職業意識や職業観ならびに職業規範、倫理観を学び、生涯を通じ学習しつづける姿勢を醸成するための科目を配置する。」、「8)これまでに修得した知識・技術ならびにスキルの統合を図り、情報や情報技術を活用した新しい商品やサービスを生み出すための実践的かつ創造的な能力を養う科目を配置する。」の3つのカリキュラム・ポリシーに対応する。

また、展開科目は自社内の他部署や他産業の知識を学ぶ科目群として、必修科目16単位と選択科目6単位により構成され、展開科目全体で20単位以上の履修を定めている。

(総合科目)

総合科目は、「修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目」という総合科目の趣旨を踏まえて、基礎科目、職業専門科目、展開科目で学んだ知識や技術、スキルを統合し、実践的かつ創造的に活用できる能力を身につけるための科目群である。

カリキュラム・ポリシーとの対応については「8)これまでに修得した知識・技術ならびにスキルの統合を図り、情報や情報技術を活用した新しい商品やサービスを生み出すための実践的かつ創造的な能力を養う科目を配置する。」に対応する。

また、総合科目は必修科目6単位により構成されている。

④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

本学では、各種の科目を講義・演習・実習に加え、グループワークなどの多様な授業形態で開講するなど学生の学習活性化を図っている。その実効性の検証については、授業アンケート(資料4-4)を実施している。

また、次の通り、効果的に教育を行うために様々な措置を講じている。

(LMS(Learning Management System))

LMS(Learning Management System)を活用し、授業概要を分かりやすく説明しているほか、授業で使用する資料やワークシートの配布等により授業を円滑に進めやすくしている。学生の予習・復習に関するものを含めた授業に関する通知、課題提出先としても使用している。学生からの質問及びその対応もここで行うことが可能である。

授業開始前には、事前学習のための教材や教員による動画等により学生の学修を促し、反転学習形式で開講している授業もある。

授業中には、授業の理解度を図るための小テスト機能を活用し、授業中にリアルタイムの学生の理解度を把握し授業に生かす取り組みも行っている。

授業終了後には、授業収録システムにより収録された授業動画のリンクを対応させ、学生の授業動画へのアクセスを簡便なものとするにより、より復習しやすい環境を整えている。

(授業収録システム)

本学の各教室には授業収録システムが配置されている。授業収録システムにより収録された授業動画は上述の通り運用し、主に学生の効果的な復習に活用されている。学生は授業内で分からなかったことなどの確認のため、より授業理解度を上げるために活用しており、その利用について視聴者数、視聴時間共に増加傾向にある。

(シラバス)

シラバスにおいて、全ての授業科目の授業形態や配当年次、主題・到達目標や年間授業計画などを示している。したがって、学生は事前に授業内容に目を通し、授業に臨むことができる。各年次にわたり学生は、十分な自学自習の時間が確保できるようになっている。シラバスは、本学Portal Site(TID Portal)上で確認できるほか、LMS(Learning Management System)の科目コース内でも確認できるようにしており、学生は必要な時すぐに確認できるようになっている。

(学修支援センター)

学修支援センターを開設し、授業で学ぶ専門的な内容の理解に必要な基礎的科目のフォローアップを行うほか、授業内容の分からなかったことなどを中心に、学生の学修を止めないための支援を行う体制を整えている。

開講については、本学Portal Site(TID Portal)上の掲示などを通じて案内をしている。

(企業プロジェクト)

学生の主体的な学びを促し、その後の学修意欲を向上させる目的で、「通称:企業プロジェクト」を授業外学習として随時提供している。企業プロジェクトは、企業や行政から提示された課題に対して、学生自身が取り組んでいる。

2023年度は開学年度であるため1年次の学生のみ在籍であるが、既に企業や行政から数件の協力を得て、その活動をスタートさせている。

(アカデミックアドバイザー)

学生へのフォロー体制として、学生一人ひとりにアカデミックアドバイザー(担任)を割り当て、個人面談を定期的に行うなど、学生は自身にとって必要なアドバイスが受けられる体制としている。

(オフィスアワー)

教員のオフィスアワーを設けることで、各教員が学生の学修を支援するためにあらかじめ定めた時間に研究室で待機して、授業内容の分からないことや質問に応じるなど自学自習を支援する教育システムを作っている。各教員へのアPOINTは、メール等で随時受け付けているほか、LMS(Learning Management System)の科目コース内からも直接質問ができる仕組みとしている。

(CAP制)

履修単位の実質化、学生の主体的な学修の促進、授業・授業外での学修のバランスを踏まえてCAP制を設けている。年次当たりの履修登録の上限を48単位(1学期は24単位、1タームは12単位)に設定しており、学習すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し、学習した内容をしっかりと身につけることを目的としている。

(1授業あたりの学生数)

すべての授業の受講者は、原則として40人以下の編成とする。必修科目は40名を1クラスとして、2023年度は入学者数にあわせ3クラス体制とした。選択科目は6つの履修モデルごとに選択履修を推奨する授業科目を示し、それぞれの履修モデルで重複する科目については、必要相当分の複数クラスを開講することを前提としている。

また、学生の履修モデル選択により履修登録者数の偏りが出た場合においても、学生の意

向に沿った形で科目を履修できるよう、専門職大学設置基準の規定による1クラス40名以下で授業運営することを原則として、複数クラスを開講するよう時間割の調整、事前の教員配置等の手配を行った。

⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価に関しては、試験評価等をシラバスによってあらかじめ明示し、基準に従って適切に行っている。学生の学修評価は、試験、レポート、授業課題等により評価し、成績評価を行った。

履修科目の成績は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)又はD(60点未満)により評価し、C以上を合格とする。ただし、科目によっては合否(P/NP)のみとする。

なお、学習状況を自己評価する目安とすること、学修の成果をより明確に表すこと、履修登録に責任を持つことを目的として「GPA制度」を導入している。

学位授与については、学位授与方針に基づき、本学に4年以上在籍し、所定の単位数以上を修得した者を教授会で審議し、その結果を基に学長が卒業を認定し、学位:情報学士(専門職)を授与する。学生に対しては、本学Portal Site(TID Portal)上の学生便覧により、その卒業要件を明示している。

情報デザイン学部の卒業要件は次のとおりである。

1) 基礎科目

必修科目10単位及び選択科目10単位以上、合計20単位以上修得すること。

かつ、<数理基礎>より6 単位以上、<現代社会>より2 単位以上、<キャリア>より6単位以上、<アート>より2単位以上、<語学>より2単位以上修得すること。

2) 職業専門科目

必修科目55単位修得、選択科目から29単位以上、合計84単位以上修得すること。

3) 展開科目

必修科目16単位修得、及び選択科目から4単位以上、合計20単位以上修得すること。

4) 総合科目

必修科目6単位修得すること。

上記の要件を満たし、本学に4年間以上在学し、必修科目87単位以上(うち、実習科目37単位)、選択科目43単位以上(うち、実習科目3単位以上)、計130単位以上(うち、実習科目40単位以上)を修得し、ビジネスデザイン I・II に合格した者に対し学位を授与する。

また、履修モデルごとに必ず単位を取得すべき科目として「コア科目」を設定する。

「コア科目」については、履修要綱などで別途定める。

なお、「コア科目」が未履修の場合、卒業要件を満たさない。

⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

本学では、成績評価指標としてGPA制度を導入しており、学生の履修状況や学修理解到達度の基礎データとして活用しているが、履修指導等の学生の学修支援にも活用している。シラバス(資料4-5)には、授業の目的・到達目標、成績評価基準及び方法を示しており、学生の学習成果測定の手掛かりを与えるものになっている。授業科目には、講義科目、演習科目、実習科目があるが、それぞれに教育上の効果測定方法は異なる。講義科目における教育上の効果は、各期の定期試験結果、授業に参加する姿勢、小テスト、レポートの回答内容などを元に、各科目の担当教員が学生の理解度・定着度・応用力などを総合して評価する。

それぞれの点検要素(評価)をどのような割合にするかは、原則として、各科目の担当教員に委ねられているが、同一科目を複数の教員が担当する場合は、担当教員間で評価について共通基準を設けて評価を行う。同一科目を複数クラスで実施することから、クラス間の公平性を担保しながら、共通の評価基準を設けて評価を行う。

特に本学は専門的な職業との関連の強いカリキュラム編成をしており、必修科目については、その履修前提となる科目の履修状況を確認し、それらの科目が履修済みであり、前提となる専門知識の修得が確認された場合に、その科目群の履修を勧めるようにしている。

⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は学校教育法第109条及び学則第2条に基づき、教育研究水準の向上や活性化に努め、設置目的に照らし適切な教育研究活動が行われているかについて、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己点検を行い、現状を把握・認識した上で自己評価を行い、その結果を公表することとしている。

自己点検実施については、学長のもとに自己点検・評価委員会(資料4-6)を置き、定期的かつ継続的に自己点検及び評価を行い、教育研究水準の向上に努める。また、評価結果を踏まえて中期的な教育研究の改善方針を策定し、PDCA サイクルを確立する。

特に教育課程に関する内容については学部長の責任下で進められており、今後の改善点について各教員へのヒアリング等により意見を集約し、その要否の検討、実施について検討を進めている。当該検討結果は教授会にて審議し改善に活用されている。また、教授会からの諮問に基づき、教務・学生委員会(資料4-7)を中心に、各年次の教育課程について、改善が必要な部分について、逐次改善が進められている。

⑧教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職大学及び専門職学科) / 大学院の専門職学位課程)

本学は、産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直すために、教育課程連携協議会を設けている。産業界等との連携という役割を果たす組織として十分に機能させるため、広範な視点から教育課程を検討する適切な体制を整えて行うものとしている。

教育課程連携協議会(資料 4-8)は、次に掲げる事項について審議し、教育課程の編成・実施に関して学長に意見を述べるものとしている。

- 1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

教育課程連携協議会は、年 2 回(上期・下期に各 1 回)開催することとしており、2023 年は、2023 年 7 月 14 日、2023 年 11 月 24 日の2回開催(資料 4-9,10)した。

構成員は 2 年を任期とし、再任は妨げない。また、2 年未満で辞退の申し出があった場合には、その段階で同種の構成員を選任することとしている。

なお、本学の教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成している。

- 1) 学長が指名する教員その他の職員 4 名
- 2) 課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者 3 名
- 3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他地域の関係者 2 名
- 4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において協力する事業者 3 名
- 5) 教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者 4 名

教育課程連携協議会の審議により、産業界等において現在進行形で必要とされている知識や技術が教育課程に反映されていることを検証・評価している。また、教育課程編成等の不断の見直しに活かすとともに、2025 年度から開講予定である臨地実務実習に向けた実習プログラムの整備にも反映されている。

【評価】

開学初年度の教育課程及び学習成果については、設置の趣旨等を記載した書類に従い概ね充足している。

各項目の詳細についての学生への周知及び情報公表について、更なる改善の余地がある。

【改善】

点検評価項目①に関する改善点として、ディプロマ・ポリシーとして各項目示しているが、それらの能力を獲得できたことをどのように判断するのかという点について検討が必要である。

点検評価項目②に関する改善点として、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについてそれぞれ示しているものの、その関係性については学生便覧にも本学 Web サイトにも示されておらず、公表内容及びその方法について検討が必要である。

点検評価項目④に関する改善点として、本学では学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているものの、Web サイト等による情報発信が行われていない。本学の教育コンテンツであり教育の特徴であることから、外部への情報発信について検討が必要である。また、学修を活性化するための措置の実効性を検証するための指標についての検討が求められる。さらに、授業アンケート結果の公表、学修支援センター案内について未整備である。

点検評価項目⑥に関する改善点として、学生の学修成果について適切に評価しているものの、シラバス作成時における評価基準等の記載について、特に兼任教員担当科目分について検討が必要である。

【資料】

資料 4-1 東京情報デザイン専門職大学 学生便覧

資料 4-2 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「卒業までに養う 8 つの力」
(<https://www.tid.ac.jp/feature/personality/> 2024.05.01)

資料 4-3 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「実践的・応用的な力を、業界とともに養うカリキュラム」(<https://www.tid.ac.jp/feature/personality/> 2024.05.01)

資料 4-4 2023 年度 前期・後期授業アンケート結果

資料 4-5 2023 年度 開講科目シラバス

資料 4-6 東京情報デザイン専門職大学 自己点検・評価委員会規程

資料 4-7 東京情報デザイン専門職大学 教務・学生委員会規程

資料 4-8 東京情報デザイン専門職大学 教育課程連携協議会規程

資料 4-9 2023 年度第 1 回教育課程連携協議会 議事録

資料 4-10 2023 年度第 2 回教育課程連携協議会 議事録

第5章 【基準5】学生の受け入れ

【点検・評価項目】

①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

本学の入学者選抜の基本方針は「大学入学者選抜実施要項第1の基本方針」に則り定められている。本学で学びたいという意味と入学者個人の将来目標を尊重し、本学の教育理念や内容を十分に理解し、大学教育を受けるに相応しい能力や意欲を多面的・総合的に評価・判断できる選抜試験を実施する。その上で、必要な情報については公式ホームページや学内進路相談会、オープンキャンパスでの提供に努める。さらに、選抜試験を実施するに当たり、公正かつ妥当な方法によって、学力だけではなく、入学者の多様性の確保に向けての配慮に努めていく。そのため、社会人・留学生・帰国子女等の分類した枠での選抜試験は行わず、総合型選抜、推薦型選抜、一般選抜にて幅広く門戸を開く。

能力・意欲・適性等の評価判定について、学力を構成する特に重要な3つの要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を入試方法の多様化、評価尺度の多元化にて適切に判断するよう十分留意する。

本学における学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、「本学園の建学の理念及び本学の建学の精神を理解し、本学の目的、養成人材像に共感し、学ぶ意欲の高い学生を求め。」としており、学生募集要項(資料5-1)、本学webサイト(資料5-2)において明示し、広く公開している。学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)を明示するにあたり、本学における教育の理念、学園における建学の理念も併せて明示している。

学生募集要項及び本学Webサイトにはアドミッション・ポリシーを明示している他、出願資格、選考方法を示し、試験科目を明らかにすることにより、修得しておくべき知識等の水準を知ることが可能となっている。同様に、入試区分毎に選考方針を明示し、2024年度入学試験から、過去の入試問題を掲載した入試問題集(資料 5-3)を作成している。このことから受験生は試験の内容・水準を知ることができる。

情報デザイン学部では、「情報に関する専門知識と情報技術を習得し、課題の要因を探り、解決策をデザインする思考法を備えた、ステークホルダーとの連携・協働によりシステムを開発できる情報技術者」を養成することから、この養成する人材の趣旨を実現するために必要な教育課程を編成としている。このような情報デザイン学部における養成する人材や教育課程との関連性を踏まえて、以下の通りアドミッション・ポリシーを設定し、学生募集要項及び本学Webサイトにて公開している。

(アドミッション・ポリシー)

- 1) 本学における学びの基盤となる高等学校卒業程度の知識、又は技能を有している人
- 2) 高等学校卒業程度の思考力・判断力・表現力を有している人
- 3) 情報、情報技術に興味があり意欲的に学びを継続し、多様性を尊重し協働する素養があ

る人

また、アドミッション・ポリシーに掲げる内容を多面的・総合的に評価・判断するために各選抜試験において、次の選抜方法「学力検査」「書類選考」「面接試験」を実施する。各選抜方法にて、学力の3つの要素と本学が求める素養「意欲・熱意」を確認することでアドミッション・ポリシーとの整合性を担保する。

「学力検査」は、学力の3要素でもある「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を確認する。総合型選抜・各推薦型選抜については3科目(国語、数学、英語)の総合基礎学力検査をマークシート方式にて実施する。一般選抜については3科目文理融合型「国語総合」(古文・漢文除く)と「数学」(「I・A」を必修科目とし、選択科目「数学II・B」もしくは「情報」)、「英語」(英語コミュニケーションI・II・III、論理・表現I・II・III)の3科目をそれぞれマークシート方式にて実施する。

「書類選考」は、出願時に次の書類の提出を求め選考を実施する。①高等学校の「調査書」、②志望動機や将来の目標などを求める本学所定の「PRシート」、③高等学校内における学業以外の学修や活動を評価するための「活動報告書」。これら3つの書類は全ての選抜にて提出を必要とする。一般選抜以外の総合型選抜及び各推薦型選抜については、④学修計画書の提出も求める。①は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を確認する。②は本学で学ぶ「意欲」について確認する。③は「知識・技能」「主体性・多様性・協働性」を確認する。④は「主体性・多様性・協働性」「意欲」を確認する。書類選考では主に学力検査だけでは評価・判断の難しい志願者の素養を確認する。

「面接試験」は、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」「意欲」について総合的に確認する。面接については一般選抜以外にて実施し、事前に提出を求める調査書、PRシート、活動報告書及び学修計画書を基に行うこととしている。各選抜試験の方法については次の通りである。

(一般選抜試験)

一般選抜試験では、本学の学びの基盤として必要な「国語」「数学」「英語」の基礎学力を有しているか確認する。「国語」では、古文漢文を除く、文理融合型の国語総合を出題する。「数学」(数学I・A(必修)+数学II・Bもしくは情報を選択。)|「英語」(英語コミュニケーションI・II・III、論理・表現I・II・III)の計3科目をマークシート方式にて実施する。学力検査では、「知識・技能」だけではなく、「思考力・判断力・表現力」も評価・判断する。また、書類選考では調査書、PRシート、活動報告書の提出を求め、調査書と活動報告書にて「主体性・多様性・協働性等」を確認し、学力以外でもアドミッション・ポリシーの1)から3)を総合的に多面的に評価・判断する。以上の試験項目で本学のアドミッション・ポリシーと本学が求める素養である「意欲・熱意」とを照らし合わせ、評価・判断することで、本学が養成する人材像を目指すための素養が身に付いているかを判定している。

また、2023年度(2024年4月入学)入試からは、大学入学共通テスト選抜を導入した。

(推薦型選抜試験)

推薦型選抜については、学校推薦型選抜と指定校推薦型選抜を実施する。高等学校の学校長の推薦に基づき、本学の学びの基盤となる基礎学力を有しているか確認する。「学力検査」国語・数学・英語の3科目の総合基礎学力検査をマークシート方式にて実施し、一般選抜同様に学力検査にて「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を評価・判断する。また、書類選考のために調査書、PR シート、活動報告書、学修計画書の提出を求め、学力以外でもアドミッション・ポリシーの1)から3)を総合的・多面的に評価・判断をする。これらを勘案した上で、面接試験にて、本学が求める「意欲・熱意」を有しているか評価・判断をする。以上の試験項目で本学のアドミッション・ポリシーと求める素養である「意欲・熱意」を照らし合わせ、評価・判断することで、本学が養成する人材像を目指すための素養が身に付いているかを判定する。

(総合型選抜試験)

総合型選抜では本学が求める素養である「意欲・熱意」や学校理念、教育カリキュラムなどの理解が必要なため、学校説明会やオープンキャンパス(時期不問)の参加を必須条件とする。その上で、本学の学びの基盤となる高等学校卒業程度の知識を有しているかを判断するため「学力検査」(国語・数学・英語の3科目の総合基礎学力検査)をマークシート方式にて実施し、一般選抜同様に学力検査にて「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を評価・判断する。また、書類選考のために調査書、PR シート、活動報告書、学修計画書の提出を求め、学力以外でもアドミッション・ポリシー1)～3)を総合的・多面的に評価・判断をする。これらを勘案した上で、面接試験にて、本学が求める「意欲・熱意」を有しているか評価・判断をする。以上の試験項目で本学のアドミッション・ポリシーと本学が求める「意欲・熱意」を照らし合わせ、評価・判断することで、本学が養成する人材像を目指すための素養が身に付いているかを判定する。

②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

情報デザイン学部の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に従って、さまざまな個性、創造性を持ち、各分野における専門知識・技能の学修を志す学生を数多く受け入れるために、適切な学生募集、入学者選抜を実施している。また、入学者選抜における透明性を確保するために、学生募集要項において出願、試験、合格、入学手続きについて明確にしている。

入学者選抜の実施体制は、選抜を中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生じることのないように、学長を中心とする責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図るとともに、教職員等の関係者が一体となり、全学的な連携体制の確立に努めている。例えば、面接における面接官に質問項目・チェックポイント(資料5-4)を配付し、公平性・透明性の確保に努めている。

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の志願者数、受験者数、合格者数については、本学Webサイトおよび2023年度入試問題集にて公表している。また、総合型選抜及び一般選抜において、Web出願を導入している。インターネット環境があれば、学生募集要項を取り寄せなくても、出願することを可能にしている。Web出願の導入により、受験生にとっては、出願締め切りの直前に願書が手元になくとも容易に出願ができ、出願書類の誤記入等を防げるなど受験生の利便性が大きく向上することを見込んでいる。

試験問題の作成においては、チェック体制を不断に点検するとともに、作題者以外の者を含め重層な点検を行うことにより、ミスの防止と早期発見に努めることとし、合格者の決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認するとともに、追加合格の決定業務についても、マニュアルを作成するなど、実施体制及び決定手続きを明確にしている。

入学志願者の氏名や住所等、選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用が無いよう、その保護に十分留意しつつ、適切な取り扱いに努めている。入学者選抜に関する事項については広報・入学試験委員会で原案を作成の後、教授会の議を経て学長が決定することとしている。

入学者判定会議は学長、副学長、学部長、教授会において任命された者、事務局長、入試事務担当、その他学長が指名する者で構成し、合否判定基準に基づいた判定資料(資料5-5)により十分に審議を行っており、適切性を確保している。

③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

2023年度における収容定員640名に対し、入学者数は115名(資料5-6)、在籍学生数比率は0.17であった。入学定員160名に対する入学者数比率は0.72であり、入学定員を下回る状況となった。

そのため、定員未充足の課題について、入試・広報委員会で検討を行い、2024年度学生募集活動について様々な企画・提案が出され、全学として学生募集活動に取り組んだ。

2024年度における収容定員640名に対し、入学予定者数は200名、在籍学生数比率は0.48となった。入学定員160名に対する入学者数比率は1.25であり、入学定員を上回る状況となった。引き続き入学定員を確保できるよう、入試・広報委員会で検討を行っているところである。また、入学者数の超過については、一般選抜の合格者の歩留まりが想定より大きかったことによるものである。

④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生募集および入学者選抜は、学生受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき公正かつ適切に実施されており、学生受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)と入学者選抜の実施に

乖離が生じていないか広報・入学試験委員会において定期的に検証を行っている。

【評価】

開学初年度の学生の受け入れ、入学者選抜に関する事項については、設置の趣旨等を記載した書類に記載した書類に従い概ね充足している。

2023 年度入学者について、入学定員未充足(71.8%)となったものの、2024 年度入学者については、入学定員超過(125%)となった。これにより、開学 2 年目の在籍学生数比率は収容定員 640 名に対しては 48.4%であるが、2ヶ年における収容定員 320 名に対しては、96.9%となり、在学生数としては適正に近づいている。

【改善】

各種学生募集施策により、本学オープンキャンパスへの来校者が増え、それに応じて志願者も増える結果となったことは評価できる一方、併願志願者の歩留まりに関しては本学の経験が乏しいため、読み切れないところがあり、入学者定員超過となった。

情報学系の学部設置について、各大学が力を入れてきているところであり、本学としても入学者の確保は最重要課題であると認識しており、本学での具体的な学びの紹介や教育実績の輩出、学生生活に関する情報提供、卒業後の進路に関する情報提供などの発信頻度を高め、本学への興味関心や志願意欲を高める施策を強化する一方、大幅な定員超過が続かないよう、引き続き適正な入学者選抜に留意する必要がある。また、入学者の男女比率において、女子学生の比率が少ないことから、女子学生の志願者増加に向けた施策検討も必要である。

【資料】

資料 5-1 2024 年度学生募集要項

資料 5-2 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「入学資格 アドミッション・ポリシー」
(<https://www.tid.ac.jp/admission/requirements/> 2024.05.01)

資料 5-3 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「2023 年度 一般選抜問題・回答」
(<https://www.tid.ac.jp/admission/2023/> 2024.05.01)

資料 5-4 2023 年度 入試面接評価表

資料 5-5 2023 年度 入試合否判定資料

資料 5-6 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「2023 年度 入学試験結果」
(<https://www.tid.ac.jp/admission/2023/> 2024.05.01)

第6章 【基準6】教員・教員組織

【点検・評価項目】

- ①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

本学では、「情報に関する専門知識と情報技術を習得し、課題の要因を探り、解決策をデザインする思考法を備えた、ステークホルダーとの連携・協働によりシステムを開発できる情報技術者」を養成するために、教員組織の編成方針について次のように明示している。

職業専門科目群の教員組織編制においては、情報学分野を専門領域とする専任教員を中心とした教員組織としている。情報学分野における主要な授業科目を中心として、教育・研究上、又は実務経験による優れた知識・能力及び業績を有する教授及び准教授を配置する。

展開科目群においては経営学を中心的な学問分野としているため、経営学分野を専門領域とした教員組織編制としている。教育・研究上、又は実務経験による優れた知識・能力及び業績を有する教授及び准教授を配置する。

本学が掲げる養成人材には、実践的かつ創造的な能力が求められる。かかる能力開発においては、優れた実務家教員がカギとなる。実務家教員においては、企業での優れた実務実績だけでなく、企業との共同研究実績も対象として、実務経験5年以上の優れた実績を有することとする。具体的には、国立研究機関研究者、製造業の役員幹部、情報・通信産業の幹部・研究者、コンサルティング会社、等の出身者から実務家教員を採用する。教育意欲の高いこれら教員が理論だけでなく、自らの経験を踏まえ、創造力、実践力、経験知を学生に教授し、実践的な学習を实践する体制を整備する。

また、情報デザイン学部においては必要な授業科目を自ら開設している。すべての科目は雇用契約をした教員が担当する。また、必修科目は原則、専任教員が担当する。

技術系の科目においては、普遍的、根幹的内容については専任教員が担当するが、最新の業界動向、最先端の手法についても授業科目に反映するため、当該科目に精通している企業の現職者(兼任教員)が行う科目も用意する。

- ②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

本学の収容定員640名に対して、専門職大学設置基準上では専任教員26名以上、うち実務の経験等を有する専任教員(実務家教員)11名以上、そのうち6名以上は研究上の業績を併せ持つ実務家教員(実研)が必要である。

本学では、専任教員28名、うち実務家教員は20名、そのうち研究上の業績を併せ持つ実務家教員は10名であり、専門職大学設置基準以上で構成されている。

本学では、「東京情報デザイン専門職大学 教育職員選考規程」(資料6-1)に基づき、優れた

人格及び見識を有し、かつ本学の理念に深い理解を有する者について、その専攻分野における実務経験及び高度の実務能力、研究業績を有する人材を迎え入れてカリキュラムに沿って教員編成を行っている。同規程においては、教授または准教授、講師、助教、助手を対象としている。

専任教員28名のうち実務経験を有する教員は20名である。実務家教員のうち、研究業績のある実務家教員数は10名である。実務家教員は、職業専門科目、展開科目、総合科目を中心に配置する。主要な科目となる必修科目は41科目であり、28名全ての専任教員を配置している。

専任教員の主要な専攻分野は、基礎系2名、情報系21名、デザイン1名、ビジネス4名である。専門職大学設置基準において、設置基準上の必要専任教員数の半数以上を教授で構成することが求められているが、本学の職位別の構成は、教授20名、准教授7名、講師1名であり、専門職大学設置基準以上で構成されている。

また、教育に関わる運営を行うため、教授会の下に各委員会を設けている。教育に関わる各分野について学内の委員会が組織され、教職員が委員として所属することとしている。

2023年度の開学時には、次の委員会を設置し運営している。(資料6-2～9)

- ・FD・SD委員会
- ・教務・学生委員会
- ・産学連携・就職委員会
- ・研究倫理委員会
- ・ハラスメント・合理的配慮委員会
- ・広報・入学試験委員会
- ・図書委員会
- ・情報セキュリティ委員会

各委員会が機能することで、教育活動における具体的な取り決めと運用、授業以外も含めた学生に対する総合的なサポート体制が、教員と事務職員の連携において進行している。委員会活動は所属する教職員を通じて、活動状況を教授会ならびに事務局全体会に報告し、教育活動に活かしている。

③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続きは、「東京情報デザイン専門職大学 教育職員選考規程」(資料6-1)に定めており、これに基づいて採用・昇任等を実施している。

教育職員の採用、昇任の手続きは、①学部長から学長に教育職員選考についての発議を提案、②学長は教育職員選考委員会を設置するよう命ずる、③教育職員選考委員会は採用の可否を審議、学長に内申、④大学運営会議の議を経て学長が最終選考を行う、⑤学長から理事長へ推薦、⑥理事長が最終決定、という①から⑥の流れとしている。

各教員の採用時には、募集職位と担当する分野・科目などを明記し、研究者人材データベース(JREC-IN)や本学Webサイトを介して公募を行っている。

教育職員選考時には、教育職員選考委員会を中心に書面審査を行い、書面審査を通過した応募者について面接審査を実施する。模擬授業を含め、研究歴や実務歴等の本人プレゼンテーションならびに教員選考委員会による質疑応答を行い、総合的に教育上の指導力を判断し採用の可否を審議する。

なお、2023年度は新規で2024年4月着任の教員を2名採用した。

④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

本学では、FD・SD委員会を設置し、FD・SD委員会が中心となり年度当初にFD研修の年間活動計画を立て教育に資する研修の充実を図るとともに、学生の学修状況を全教職員が把握する仕組みを構築することによって教育改善を推進し、教員の資質向上に取り組んでいる。

2023年度は開学初年度であるため、全体的な研修を実施するほか、教員間の連携を深めるため、教員個々の専門領域や研究内容の紹介(資料6-10)や担当科目の概要(資料6-11)等について、教授会後の時間を活用し継続的に情報共有を行った。

また、教育開発・学修支援センターとの連携により、科目担当者との学生情報の共有及び授業支援方法の検討に関する科目担当者ミーティング(資料6-12)を行っている。

2023年度のFD・SD研修の開催実績は次のとおりである。

・教職協働研修(全2回)

テーマ:「学園及び本学理念と年度事業計画共有」

開催日程:2023年4月1日(金) 2024年3月19日(火)

・ハラスメント研修(全2回)

テーマ:「ハラスメントの基礎知識と実例」

開催日程:2023年8月2日(金) 2024年3月19日(火)

・教学IR研修(全2回)

テーマ:「外部アセスメントによる学生の実態把握と対応の方向性」

開催日程:2023年4月18日(火) 2023年5月23日(火)

・授業アンケート研修(全2回)

テーマ:「授業アンケート結果による授業改善の方向性」

開催日程:2023年9月5日(火) 2024年3月5日(火)

※研修ののち、各授業担当者への個別フィードバック実施

・公開授業

目的:学生達から「わかりやすい」と評判の良い授業を見学することで、教職員が学生との接し方をより効果的にするための一助とする。

公開日程:2024年1月16日(火),17日(水),23日(火),24日(水)

対象科目:「キャリアデザイン I」毎週火曜日1,2限 担当:志田教授,安達准教授

「情報デザイン演習」毎週水曜日4限 担当:櫻井講師・磯教授・大舘准教授・河合教授

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、年度毎に年度当初、教員自身が年度目標を設定し業務を進めている。目標を設定する領域として、教育、研究、社会貢献、大学経営・運営、大学のDX化の5領域に設定している。5領域の合計を100%とし、教員自身の強みを生かしたエフォートを設定している。年度末には、教育研究活動報告書(資料6-13)及び年度当初に設定した目標に対する自己評価(資料6-14)を行う仕組みとしている。なお、教員からの申告内容については、学長ならびに副学長が所管しており、必要に応じて面談を行うなど、上長の指導及び当該教員の自己研鑽に活用している。

⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性についての自己点検について、完成年度までは設置計画に基づいた教員組織を編成しており、大学運営会議を月1回、教授会を月に2回開催し、それぞれ各種委員会やセンター等の活動内容を報告することで点検している。

その評価については、自己点検・評価委員会において、大学基礎データ、規程類に基づき点検・評価を実施し、大学運営会議で報告している。また、教授会においても同様に教員組織の適切性について検証している。

上述④のFD活動による改善・向上への取り組みのほか、将来的な教員の年齢や性別構成、新カリキュラム案に沿った教員配置については、大学運営会議を中心に全学的かつ中長期的視野から行うこととしている。

【評価】

専門職大学の理念・目的に基づき、専門職大学として求める教員像や学部・研究科等の教員組織の編制方針を明示している。また、当該方針に基づいた教員組織を編制するよう努めている。

教員の募集、採用、昇任等も規程に基づき適切に行っており、これにかかる採用、昇任にかかる手続について、改善・向上に向けた取組を適切に実施している。

FD活動を組織的かつ多面的に実施することにより、教員の資質向上につなげている。

【改善】

本学開学時の教員組織の年齢構成は、30代1名、40代5名、50代6名、60代16名である。開学当初より安定的な学部運営を行うために、教員採用においては、年齢にこだわらずに敢えて実力と実績のある教員を採用した。特に、教育経験の乏しい実務家教員に行き届いた教育を実施するため、教育経験の豊富な教員とのFD活動などを通して教育方法を伝授していくことにより、教員組織の充実と教育水準の維持・発展を心掛けた運営が必要とされる。

完成年度以降の教員の退職及び補充に伴う新規採用の際は、教育研究の継続性を図るため、既存の授業科目をベースとして、当該科目を担当するに適した教員を採用していく。また、開学時の教育水準を維持し、さらに向上できるよう、質の高い教員を確保するため広く公募を行う。その際には、専門職大学設置基準及び本学が策定する教員選考基準等の審査基準に基づき、厳格な審査を経て採用する。

長期的な教員採用については、バランスのとれた年齢構成に努めるとともに、女性教員の採用を進めていく必要がある。また、完成年度以後の教員組織構想を具体化させ、中堅及び若手教員の育成状況を踏まえた学内昇格や新規採用などの教員組織を整備していく。

【資料】

- 資料 6-1 教育職員選考規程
- 資料 6-2 FD・SD 委員会規程
- 資料 6-3 教務・学生委員会規程
- 資料 6-4 産学連携・就職委員会
- 資料 6-5 研究倫理委員会規程
- 資料 6-6 ハラスメント・合理的配慮委員会規程
- 資料 6-7 広報・入学試験委員会規程
- 資料 6-8 図書委員会規程
- 資料 6-9 情報セキュリティ委員会規程
- 資料 6-10 教員紹介資料
- 資料 6-11 担当科目の概要資料
- 資料 6-12 科目担当者ミーティング議事録
- 資料 6-13 教育研究活動報告書
- 資料 6-14 教育研究活動目標設定・自己評価シート

第7章 【基準7】 学生支援

【点検・評価項目】

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

本学は、東京情報デザイン専門職大学の教育理念(建学の精神)である、『実践』・『自立』・『創造』に基づき、学生生活について適切な指導・助言及び環境整備を行い、その安定化と充実に寄与することを方針として、教務・学生委員会(資料 7-1)を設置している。同委員会における、学生支援に関する主な所掌は以下のとおりである。

- 1) 学生の履修及び学業成績に関する事項
- 2) 試験、成績評価、卒業判定に関する事項
- 3) 学籍(休学・復学・退学)に関する事項
- 4) 合理的配慮、学生生活支援、福利厚生、課外活動、自治活動
- 5) 学生の賞罰、奨学制度
- 6) 正課外科目、エクステンション講座(資格取得等)

これらの具体的な内容については、本学Portal Site(TID Portal)上の学生便覧を通じて学生及び教職員に説明しているほか、お知らせ機能により必要な情報をタイムリーに周知している。

また、本学Portal Site(TID Portal)上の学生マニュアルにおいては、学生が学修を進めていくために必要な各種機能として、「学務システム」、「LMS(manaba)」、「Panopto」、「学内Wi-Fi接続」、「MS365」、「複合機使用方法」、「Outlook」、「授業用アプリ」等の使用方法を提示している。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

本学では、大学教育を通じて学生の社会的・職業的自立を図るため、専門分野の知識や技能の修得のみならず、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる、「成長的思考・態度」ならびに「職業観・倫理観」を身につけ、職業意識や職業観を高く持ち、社会生活へ向けて明確で具体的なビジョンを描けるよう教育課程の配置の工夫や、学生生活サポート体制を学内に配置している。

正課内での取り組みとして、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」、「アカデミックスタディ」、「デザイン思考」、「情報デザイン演習」、「情報デザイン実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「臨地実務実習Ⅰ・Ⅱ」の各科目を、社会的・職業的自立に関わる「ハイ・インパクト・プラクティス」と位置づけ、体系的に学生の汎用的技能や態度・志向性を高めていく取り組みを行う。特に「臨地実務実習Ⅰ・Ⅱ」では、ルー

ブリックに汎用的能力取得状況に関わる評価項目を導入し、形成的評価を実施しながら学生の指導に生かしている。(資料7-2～12)

年次毎の「ハイ・インパクト・プラクティス」の具体的な内容は次のとおりである。

- 1 年次:まず、「アカデミックスタディ」において、情報検索・収集、アカデミックライティング、ドキュメンテーションの方法を知り、次いで「キャリアデザインⅠ」で、理想とする将来の自分を実現するためにどのような仕事・職業や働き方がふさわしいかを考え、目標設定とその実現に向けた設計を行う。「デザイン思考」では、デザイン思考の基本的な概念とそのプロセスを知り、「情報デザイン演習」により、実際にそのプロセスを体感する。
- 2 年次:「キャリアデザインⅡ」では、コミュニケーションと協働について考え、「情報デザイン実習Ⅰ」では、課題解決のプロセスを体験し、課題解決案を提示する。
- 3 年次:「キャリアデザインⅢ」では、進路を選択できる能力、自律して学習できる能力、企業研究を通じた職業理解をすすめ、「情報デザイン実習Ⅱ」では、課題解決のプロセスを体験し、具体的な課題解決策を提案する。また、「臨地実務実習Ⅰ」では、課題発見フェーズとして、企業現場でのシステム開発の作業工程を経験する。
- 4 年次:「情報デザイン実習Ⅲ」では、課題解決のプロセスを体験し、プロトタイプあるいは実装までを示す体験を行い、「臨地実務実習Ⅱ」では、課題解決フェーズとして、企業現場における実装の工程の一部を経験する。

正課外での取り組みとして、本学では教学事務部を中心として、就職支援、資格・検定取得支援を行う。そのために自学自習のための自習室を整備するなど環境を整えらるとともに、キャリアセンターを設置し、就職支援として就職相談の実施や企業情報の提供、合同企業ガイダンス等の情報提供、就職先企業の開拓等を行うだけでなく、学生と教職員が密に連絡を取り合うことで学生一人ひとりの就職活動状況の把握に努め、必要に応じて面接指導やエントリーシートの添削指導も行う予定である。なお、2023年度は開学年度であるため、早急な就職支援の必要はないものと考え、キャリアセンターについては2024年度に開設する予定である。

学修支援については、学修支援センターを開設し、センター所属の教職員を中心に運営している。授業で学ぶ専門的な内容の理解に必要な基礎的科目のフォローアップを行うほか、授業内容の分からなかったことなどを中心に、学生の学修を止めないための支援を行うほか、学生の能力に応じた補習教育について、授業の担当教員、教学事務部職員との連携により、学習支援が必要な学生に対して補習を行っている。

学生の主体的な学修を促進するための支援については、学生同士の情報交換、オフィスアワーや教員によるスポット的な個別指導の活用、企業との連携による問題解決型プロジェクト(企業プロジェクト)、企業説明会の開催、企業訪問、履修モデル説明会、その他外部セミナー参加等、本学Portal Site(TID Portal)のお知らせ機能を活用し、学生の自学自習に有用な機会と案内周知を提供している。

障がいのある学生や合理的な配慮が必要な学生への修学支援については、職員から能動的な声かけ、非定期的な面談を実施して、学生生活における困りごとや相談事項、学業への不安、健康管理をヒアリングし、必要に応じて関係者に情報共有している。学内には学生カウンセリングを行う学生相談室を設置し、アカデミックアドバイザー（担任）と連携しながら、青年期特有の心理的クライシス等に対応し、学生個々の学業継続上の困難の解決を図る。ここには、公認心理師、臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置している。

学生の生活支援としては、定期的な健康診断、アカデミックアドバイザー（担任）とのフォロー面談、授業欠席状況などから課題の早期発見を心掛け、学生との早期面談や保護者との連携により課題への早期アクションを働きかけている。また、ハラスメントの防止及び対策については、東京情報デザイン専門職大学ハラスメント防止規程（資料7-13）に則り、適切な体制と行動指針をもって学生の人権保障に対応している。

学生の進路支援について、本学では、600時間超の臨地実務実習を経て、社会的・職業的自律に向けた具体的なカリキュラムを推進するのが特徴である。このカリキュラムを通じて社会人としての基本行動の早期習得・定着を支援する取り組みも実施する予定である。また 2024年度にはキャリアセンターを開設し、就職支援について支援を行う予定である。

加えて、学生が主体となり活動しているサークル活動については、東京情報デザイン専門職大学大学公認サークルに関する規程（資料7-14）に基づき、本学の教育・研究内容とかかわりが深く、学生の学業にも資する活動として、教職員が各サークルの顧問となり大学として支援している。2023年度は1年次学生のみでの在籍であったが9件の申請があり、いずれも公認サークルとして認められ、学生の正課外における主体的な活動の場となっている。

また、本学のオープンキャンパスの運営には、学生の主体的な協力（学生スタッフ）が欠かせない。学生スタッフはボランティアとして無報酬で活動している。学生スタッフの活動を通して、学生個人の資質向上やホスピタリティマインドを醸成することを目的としており、学生自身もこの趣旨に賛同している学生が参加している。1年間の活動を通じて、学生スタッフの人間の成長が見受けられるとともに、新入生との縦の人間関係構築にもつながり、学生の交流機会を更に拡げること寄与している。

③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援における本学の取り組みを共有しつつ定期的に振り返り、課題を抽出し優先度を確認したのち、課題に対する改善計画立案からの実行に移すことができている。これらの活動は教学事務部を中心に活動しているが、教務・学生委員会をはじめとした関係する委員会やセンター、教授会への協力展開を行いながら、協働体制で行っている。

学生支援の適切性については、それぞれの学生支援に携わっている教職員が自律的判断や学生からの意見を踏まえて点検・評価を行ったうえで、その結果を関連する委員会やセンター、教授会で報告し、学生支援の改善・向上に向けて学生支援内容の拡充案や課題解決策などを

検討する取り組みを実施している。

本学では、全学生に対して学修継続のための支援、学生の学業に対する意欲向上、学生生活の充実などを目的として、年間で学生一人あたり 2 回程度の学生面談を行っている。学生の状況に応じて、その回数は変化する。学生面談はアカデミックアドバイザー（担任）を中心に行い、必要に応じて教員や学生相談室のカウンセラーも加わる。学生面談の結果を踏まえ、面談を行ったアカデミックアドバイザー（担任）からの意見を教学事務部で集約し、教務・学生委員会にて情報共有し課題を抽出している。教務・学生委員会で審議された内容を教授会に諮り、学生支援の改善・向上に向けた取り組みを推進している。

【評価】

本学における学生支援について、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学の方針を定め、うたえで明示するとともに、その実現のために諸施策を実施することにより学生支援を適切に行っていると判断できる。

一方で、本学は開学初年度であるため、そのノウハウや手順プロセスの明文化、学生支援の体系化についての蓄積は少ない。学生支援に関する自己点検・評価の積み重ねにより、より強固な学生支援の体制づくりが必要である。そのため、継続的に点検・評価活動を取り組んでいく。

【改善】

今後の、学生支援をめぐる課題として、学生の意識や生活スタイルの変化に対応した学生支援体制を検討し、学生実態の変化に柔軟に対応した適切な支援が求められる。

年次進行により、学生数の増加が見込まれており、アカデミックアドバイザー（担任）の負担軽減も考慮して、研究室配属予定時期の見直し等の検討が必要である。

また、発達障害や精神疾患を有する学生の支援体制について、更に検討を進める必要がある。大学組織内の支援体制だけではなく、医療機関等による各学生の症状による専門的な判断がされるべきであり、大学としてはこれらの課題がある学生を早期に発見し、専門医へスムーズに導く体制づくりのために、継続的に取り組むべき課題である。

【資料】

資料 7-1 教務学生委員会規程

資料 7-2 キャリアデザインⅠ シラバス

資料 7-3 キャリアデザインⅡ シラバス

資料 7-4 キャリアデザインⅢ シラバス

資料 7-5 アカデミックスタディ シラバス

資料 7-6 デザイン思考 シラバス

資料 7-7 情報デザイン演習 シラバス

資料 7-8 情報デザイン実習Ⅰ シラバス

資料 7-9 情報デザイン実習Ⅱ シラバス

資料 7-10 情報デザイン実習Ⅲ シラバス

資料 7-11 臨地実務実習Ⅰ シラバス

資料 7-12 臨地実務実習Ⅱ シラバス

資料 7-13 東京情報デザイン専門職大学 ハラスメント防止規程

資料 7-14 東京情報デザイン専門職大学 大学公認サークルに関する規定

第8章 【基準8】教育研究等環境

【点検・評価項目】

①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

本学における、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針は次のとおりである。

- 1) 教育研究に応じた施設・設備の適正な整備計画を策定する
- 2) 学生生活の更なる充実を目指し、キャンパス・アメニティの充実化を図る
- 3) 学生の主体的な学修を促すため、施設・設備の利用形態に応じた配慮を行う
- 4) 施設・設備の管理に関するマニュアルを整備し、標準的な管理体制を構築する

本学キャンパスは、竣工後1年が経過した。キャンパスを運用し教育活動を行う過程において、利用形態に応じた施設・設備の改良や管理マニュアルの見直しが必要な箇所も出始めている。また、新築であるため、初期不良等見受けられる箇所もあり、これらの修繕等については随時行っている。

さらに、教職員や学生からのアメニティ等に関する要望への対応など、上記方針を踏まえ、適切に対応を進めていき、教職員や学生の教育研究、学生生活を支えるキャンパスづくりを目指している。

②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

本学の敷地面積は、10,392.73㎡であるが、校地不算入用地である外周擁壁部面積や駐車場等の面積を差し引いた校地面積としては8,923.82㎡である。

また、学生が休息その他に利用するのに適当な、川辺の周辺環境と調和し、機能的で使いやすく、心地よい校地を形成するべく、公園散策路のような幅広なプロムナード型の空を整備する。特に空地では大きな樹木の近くで休憩できる機能の導入など、豊かな感性を育む環境の整備を行う。さらに、運動場については校舎に隣接する1,000㎡を要し、学内イベントや地域交流イベント等、多目的に使用できるよう確保し芝地で整備している。

収容定員640名の本学として、専門職大学設置基準の校地面積及び空地、運動場の条件を十分に満たしている。

本学は、江戸川区との一般定期借地権設定契約(資料8-1)により校地を整備する。なお、当該校地は、マンションに囲まれた住宅地に位置することから、江戸川区及び地域住民からの要望を可能な限り建築計画に反映した。江戸川区と地域住民との折衝及び説明会実施により、校

舎の低層階化、地域住民のプライバシー保護、体育館使用時の騒音問題、緑の景観維持、及び隣接する公園との緑の連続性の維持等、要望が多岐にわたるため、体育館その他のスポーツ施設を整備することが困難であった。また、本学教育課程には体育等の授業は無いため、体育館その他のスポーツ施設の代替え措置を講じている。

代替え措置として、コナミスポーツ株式会社と契約締結(資料8-2)し、本学から1.2kmに立地する「コナミスポーツクラブ 東大島」及び、同じく2.2kmに立地する「コナミスポーツクラブ 船堀」、同じく5.8kmに立地する「ゴールドジム東陽町スーパーセンター」、同じく3.6kmに立地する「スポーツクラブOSSO南砂」を利用する。

「コナミスポーツクラブ 東大島」は、マシンジム、スタジオ、フリーウエイト、プール等が、「コナミスポーツクラブ 船堀」には、マシンジム、スタジオ、フリーウエイト、プール、ゴルフ練習場等が、「ゴールドジム東陽町スーパーセンター」は、マシンジム、スタジオ、フリーウエイト、プール、スカッシュ、テニス、格闘スタジオ、スポーツフィールド、体育館等が、「スポーツクラブOSSO南砂」は、マシンジム、スタジオ、フリーウエイト、プール、ゴルフ練習場等を備えている。これらの多様なスポーツ施設を利用することにより、体育館で得ることができる効用はもちろんのこと、体育館では得ることができないプールやマシンジム、ゴルフ練習場等での効用も得ることが可能である。

営業時間等は、コナミスポーツクラブ 東大島は10時から最大21時まで(定休日:水曜)、コナミスポーツクラブ船堀は9時から最大23時まで(定休日:月曜)、ゴールドジム東陽町スーパーセンターは10時から最大23時まで(定休日:第2月曜)、スポーツクラブOSSO南砂は10時から最大23時まで(定休日:金曜)となっており、授業時間外での使用時間を十分に確保し、複数施設利用により定休日等の弊害によることなく、学生の安定的な利用の確保をすることが可能である。

学生の施設利用料等については、上記契約締結により、スポーツ施設の利用を希望する学生は、当該スポーツクラブの会員証を作成する。スポーツクラブ会員証の発行手数料は、本学が負担する。学生の施設利用料は全額本学が負担し、学生の金銭的負担は一切ない。学生は、スポーツクラブで本学の学生証及びスポーツクラブの会員証を提示し、スポーツ施設を利用する。学生のスポーツ施設利用後、スポーツクラブが毎月の利用実績及び請求書が本学に送られ、本学がスポーツクラブに施設利用料を支払う。なお、上記契約に必要な法人登録料及び年会費は、本学が負担することとしている。

施設・設備(資料8-3)は、教育目標の実現のために適切に整備することが重要である。校舎は、延べ床面積9,956.02㎡で地上4階建てを新築で整備した。

専門職大学設置基準に定める必置の施設である学長室、会議室、事務室、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、図書館、医務室、学生自習室、学生控室を整備し、また、PCルーム、学生食堂、学際研究室、ラウンジ、教材開発室、講師控室、共同研究室、印刷室、相談室、応接室、守衛室、倉庫、準備室等を整備している。

さらに、工学に関する学部設置に必要な、実験・実習工場を整備する。学部の種類が工学関係で収容定員640名の本学として、附属施設としての実験・実習工場の面積(120.00㎡)を除いた9,836.02㎡は、専門職大学設置基準の基準校舎面積を満たしている。

工学に関する学部設置では、ネットワーク環境は教育・研究の基盤となる。その観点からも、

校舎内には学生が校舎内に持ち込んだノートパソコン等をネットワークに接続できるよう、Wi-Fiやノートパソコンの利用を想定したコンセントが整備されており、授業だけでなく自学自習での活用や大学からの情報提供など、学生生活の効率を図っている。

専門職大学設置基準では、原則40人での授業を実施する必要があるため、講義室は1部屋80㎡以上を12室整備している。机や椅子はキャスター付きとし、講義での使用のほか、グループワーク等を実施する場合でも、容易にレイアウト変更が可能である。また、講義室でもノートパソコンの利用を想定し、随所にコンセントを配置しており、プログラミング等の演習も可能となっている。さらに、授業収録システムを整備した。各教室の映像を一元管理、スケジュール設定で自動録画、撮った映像をWebサイトにアップロードでき、学生がタイムリーに閲覧可能であり、これにより学生の学びの多様化にも対応し、高い学修効果が期待できる。

演習室については、20名程度以内での利用を想定し、50㎡以上を3室整備する。無線プレゼンテーション投影機能で、ケーブルで接続せずにパソコン、タブレットからスクリーンに投影可能であり、アクティブ・ラーニングにも対応している。授業は原則講義室を前提としているが、演習の授業等で、グループワークなどのために部屋を拡張して使いたい際に利用する。また、授業外でのサポートでも活用している。

学生自習室については、198.62㎡で84席を整備する。各席にはコンセントを配置し、学生がノートパソコン等を持ち込んでの自学自習をサポートしている。

学生控室については、488.53㎡で200席を整備し、学生の授業外や放課後のコミュニケーションの場として活用する。また、大画面投影が可能な2連結スクリーンや、様々な大きさのものがリアルサイズで投映可能なAV機器を整備し、学生の好奇心を煽る映像を投影し、学生生活をサポートしている。

このほかに、学生の自学自習をサポートする環境として、4か所整備するラウンジに90席、昼食以外は学生が休息できカウンター席での一人での利用やテーブル席での複数名による利用、また、ミーティングブースの機能を有し、個室的な利用も可能なダイナー席など、用途に応じた学習に対応できる環境を兼ね備えた食堂に227席整備している。さらに、必要に応じて、講義室(1室40席)やPCルーム(1室40席)の空き教室の利用も可能である。

実験・実習室については、110㎡以上の実習室を4室整備し、それぞれ特徴的な機器を整備している。

実験・実習室①では、光学式モーションキャプチャーシステムを常設する他、幾何学立体模型を整備し、主にモーションキャプチャー実習やビジュアル表現基礎の授業で使用する。

実験・実習室②では、3Dモデリングマシン、3Dスキャナー、卓上フライス盤、デスクドリルなどを整備し、主に造形表現基礎やロボット学実習のサブ実習室として使用する。

実験・実習室③では、ロボットアーム等を整備する他、事務局にて管理するラズベリーパイを活用した授業を想定し、主にLinux演習、ロボット学実習の授業で使用する。

実験・実習室④では、工具セット、デジタル・オシロスコープなどを整備し、主にIoTシステム等の授業で使用する他、物理(電子回路)、信号処理の授業のサブ実習室として使用する。

安全面の対策として、実験・実習室②に整備する卓上フライス盤、デスクドリルの使用に当たり、

作業中は保護メガネの着用、必要に応じて、防塵マスクの併用も行い、切削くずから目や鼻を守る対策をとることとしている。また、近接する廊下側のガラス部には飛散防止シートを施工し、安全対策を講じることとしている。さらに、実験・実習室③に導入予定のロボットアームは、第三者認証機関による認証を取得した安全仕様の機器で、鋭利な部分をつくらず、指を挟みこまない構造となっており、安全面への配慮も行っている。

学生は教材としてノートパソコンを購入するため、授業はすべて講義室で実施することを前提とし、教室を確保している。その上で必要な機材を利用する際に、それぞれの実験・実習室を併用して活用する。

実験・実習工場については、防音電磁波シールドなどを整備している。主に通信とネットワーク、モバイルシステムの授業で使用する。また、今後、「情報デザイン」の特性を生かした製品の開発・製作が行えるよう、整備予定である。

PCルームについては、AI 開発・統計・デザイン系ソフトウェアを完備し、学生が所持しているノートパソコンでは対応できない、CGや高度な統計の授業で利用する。

③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

メディアセンター(図書館)(資料8-4)は、延床面積504.50㎡で、閲覧室及び普通図書・参考図書コーナー、検索用PCコーナー及びDVD 等視聴用PC コーナーの閲覧座席の合計106席を備え、31,170冊収容可能な書架を整備している。図書館内には個人のノートパソコンの持ち込みを可能とし、Wi-Fiを利用してインターネット検索が可能な環境を整備している。図書館内には、図書館の有効利用の観点から、「サイレントエリア」、「グループ学習エリア」、「PCエリア」を設け、用途に合わせた利用を可能としている。

開学時の選書にあたっては、基礎科目、職業専門科目、展開科目の該当する分野を中心に、それぞれに配置されている科目をさらに拡張し、教育研究に資するよう選定した。

基礎科目に係る分野として、数学、物理学、言語学、英語、日本語、科学社会学・科学技術史・科学哲学、環境学、自然科学、教育学、経営学、芸術、公衆衛生、社会学、情報学、心理学、政治学、総記、哲学、認知科学、法律の分野にて選書している。

職業専門科目に係る分野として、システム・制御工学、機械工学、工学一般、情報学、数学、電気・電子工学、科学社会学・科学技術史・科学哲学、芸術、法律、芸術、教育学、経営学、経済学、社会学、心理学、言語学、総記の分野にて選書している。

展開科目に係る分野として、科学社会学・科学技術史・科学哲学、土木工学、工学一般、スポーツ・健康科学、基礎看護学、遺伝学、脳神経科学、医業・研究法、医用生体工学、自然科学、生化学、薬学、生物学、医療施設運営、農学、法律、経営学、経済学、政治学、社会科学、社会学、宗教、哲学、総記の分野にて選書している。

また、学生向けの就職、資格取得、留学生の語学補助としての日本語関連の書籍など学生生活のサポートにつながる書籍も選書している。

開学時で、和書、洋書併せて、合計6,429冊の図書を整備した。2023年度中には購入及び寄贈を併せ1,492冊の図書を整備し、2023年度末には合計7,921冊の蔵書数となった。

雑誌については、情報学やPC関連の他、経済等の分野にて和雑誌、洋雑誌併せて、合計527種を整備した。電子書籍については、開学時に和書、洋書併せて2,595冊を整備し、学内に限らず、自宅等の学外からも閲覧が可能とした。また、電子情報は図書館の学内向けウェブサイトを集約しており、蔵書検索から閲覧可能としている。

データベースについては、教員アンケートを行い、より有効性の高いと思われるデータベースを整備した。国内データベースの「日経テレコン」、「ジャパンナレッジ」、「理科年表プレミアム」等をはじめ、海外データベースを導入し、学生及び教職員の利便性を高めている。

本学が所蔵していない資料については、他大学図書館との相互協力(国立情報学研究所のNACSIS-ILL等)により、文献複写等の相互協力を行い資料の拡充を行う。レファレンス・ルームを整備し、図書館司書資格を有する専門職員によって、学生及び教員の学修及び教育・研究の支援を行う体制を整えている。

図書館の蔵書等については、毎年度、定期的な図書・雑誌・データベースの整備を行う計画としており、2023年度の和書、洋書の電子書籍を含めた総数は、開設前の計画では9,007冊を計画していたが、2023年度末で10,653冊となり、当初計画を大幅に上回る整備状況となった。本年度以降も、図書館には情報デザインに関連する分野を中心とした図書、雑誌、視聴覚教材等を完成年度までの間に順次計画的に整備していく。

2023年度の月別入館者数(延べ数)と貸出冊数を次に示す(表8-1)。

年間の入館者数(延べ数)は3,128名であり、貸出冊数は586冊であった。図書館の利用状況として、開学初年度で学生数も僅かであることを鑑みれば、図書館として適切に機能している。

表8-1 2023年度月別入館者数(延べ数)と貸出冊数

月	入館者数 (延べ数)	貸出冊数	月	入館者数 (延べ数)	貸出冊数
4月	407	49	10月	254	37
5月	456	45	11月	259	45
6月	287	32	12月	196	60
7月	471	101	1月	181	61
8月	206	17	2月	161	78
9月	110	10	3月	138	51
—	—	—	計	3,128	586

④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

本学は、「情報学に関わる学術の教授及び研究を行うとともに、産業界との連携により、実践

的かつ創造的な能力を備え、高い素養と倫理観をもった職業人を育成し、社会の発展に寄与すること」を目的とし、情報デザイン学部は、「情報に関する専門知識や情報技術を社会の需要につなげるために実践的かつ創造的に活用できる能力を身につけた人材を養成し、社会に貢献すること」を目的とし、この目的を達成するための人材を「情報デザインエンジニア」と呼称し、本学部の養成人材像としている。

しかしながら、大学体系に位置付く高等教育機関として、理論と実践を架橋する教育を行うための教育研究機関としての位置付けもある。そのため、研究室は理論と実践を架橋する教育研究機関としての位置づけから、教員ならびに学生の教育研究の環境として、全ての専任教員について、20㎡以上(学部長室は30.82㎡)としている。部屋数は学部長室を除いて33室用意しているため、設置申請時の専任教員数28名分以上となるため、今後の教員の増員計画にも対応可能としている。

各研究室にはパソコンのほか、机、椅子、書架、ホワイトボード、壁掛けモニター(32型)、プリンターなどを整備し、各教員が行う研究のスペースと研究環境の確保、学生への指導スペースについても十分に確保している。さらに、さらに、研究室内にはLANポートを設置しており、学生用、教員用、研究用の3種類を整備している。

また、学際研究室を44㎡以上で4室用意し、共同での研究が可能な環境も用意する。この部屋は机、椅子、ホワイトボード、電子黒板、プロジェクター、無線投影機、電動スクリーンを備えており、研究スペースとしての利用のほか、複数名の学生が利用する自学自習スペースや教員が学生に対する指導スペースとして活用することも可能である。同様に、テーブル付きチェア、ホワイトボード、電子黒板、プロジェクター、無線投影機、電動スクリーンを備える演習室を50㎡以上で3室整備するため、この演習室も学際研究室と同様に複数名の学生が利用する自学自習スペースや教員が学生に対する指導スペース、プロジェクト型学習用のスペースとして活用し始めている。

教育研究活動の促進について、本学では科学研究費助成事業への応募をはじめ各種助成事業への応募、企業からの受託研究等を推奨している。各教員には、個人研究費を支給するほか、企業との共同研究や教員間での共同研究等を使途とした共同研究費を設定している。また、教員が様々な研究活動に注力できるように支援し、本学の研究活動の活性化及び本学の研究プレゼンス向上に貢献することを目的として研究支援センター(資料8-5)を設置し、リサーチ・アドミニストレーター(URA)を配置することでその促進に努めている。

2023年度の成果として、科学研究費助成事業の応募数は23件、うち採択数は1件、その他公的機関による研究助成の応募数は5件、うち採択数0件、民間財団等による研究助成の応募数は19件、うち採択数は2件、企業からの受託研究は3件、学術指導(コンサルティング)は3件であった。

⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

本学では、「研究倫理委員会」を設置し、研究倫理の確立と研究活動の不正防止のための活

動を推進している(資料8-6)。研究倫理委員会の活動のもと、「東京情報デザイン専門職大学研究倫理規程」(資料8-7)を定め、厳正な運用を実施している。

研究倫理委員会内は、人間工学実験倫理審査会(資料8-8)を設置している。学長が指名した本学教員4名、学外の学識経験者3名で組織されており、「人を対象とした人間工学実験の倫理規程」(資料8-9)に則り、対象者の人間の尊厳及び人権の尊重、安全性の確保、また実験内容の科学的妥当性の観点から研究における倫理上の妥当性を検討し、審査している(資料8-10)。

教職員が研究費を適正に使用するために、「東京情報デザイン専門職大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程」(資料8-11)を定めると共に、不正使用の事前防止の取組として、「東京情報デザイン専門職大学公的研究費の不正使用防止に関する規程」(資料8-12)を定めている。

また、適正な研究費使用を管理するために、管理職者における役割、責任の所在・範囲と権限を記した「(仮称)公的研究費の運営・管理に関わる者の責任と範囲の権限」の整備を検討している。

今後、適正な研究活動及び研究費使用を促進するために、公的研究費の申請、使用及び管理に係る教職員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関するプログラムの受講義務を検討している。

また、全教員を対象として、日本学術振興会の研究倫理e-Learningの受講を促すとともに、人を対象とした人間工学実験を計画している教員には、一般財団法人公正研究推進協会のAPRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)の受講を促している。

⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は新築のキャンパスであるが、本学内の施設設備の老朽化に備えておく必要がある。学生ならびに教職員の教育研究環境の恒常的な環境整備を図るため、中長期的な視点で施設の修繕計画や設備の入れ替え計画を策定するための準備をしているところである。

この中長期修繕計画により、安心安全なキャンパスにおいて質の高い教育と充実した研究環境を継続的に提供することが期待できる。

【評価】

教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針については、大学設置申請書に明記しており、2023年度においては、その設置申請書の内容に従い必要な施設及び設備を整備できている。

教育研究活動を支援する環境や条件については、大学設置申請時の内容を踏まえて、教室および教員の研究室はもとより、教職員および学生が共同活用できる学際研究室などの施設を必要

に応じて開放することで、整備と促進ができているものと判断する。

研究倫理を遵守するための必要な措置については、研究関連諸規程を整え、特に人を対象とした研究の適正な計画、実施を徹底している。また、研究活動に関わる不正行為、研究費の不正使用を防止するために、研究倫理教育及びコンプライアンス教育のプログラムの受講を義務付けるなど、厳格に運用している。以上のことから、研究倫理の確立と厳正な運用が行われていると判断する。

教育研究環境の適切性についての点検・評価については、各部署及び各委員会等において自己点検を行うとともに、その結果を自己点検・評価委員会へ提出し、大学運営会議にて判断し、改善・向上に向けた取り組みができています。また、施設そのものについては中長期修繕計画により整備する準備ができています。

【改善】

中長期的な視点から、学生や教職員をはじめとした施設利用者の評価や要望等を次の整備計画に反映するために、施設整備に関わる評価・要望システムを構築していくことが有効であると考えています。今後、評価指標や評価方法、要望の収集等についての検討を進めていくためのワーキンググループ等の設置を検討しています。

【資料】

- 資料 8-1 一般定期借地権設定契約書(江戸川区)
- 資料 8-2 施設利用契約書(コナミスポーツ株式会社)
- 資料 8-3 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「校舎・設備」
(<https://www.tid.ac.jp/about/facility/> 2024.05.01)
- 資料 8-4 東京情報デザイン専門職大学 メディアセンター Web サイト
(<https://www.lib-finder.net/tid/> 2024.05.01)
- 資料 8-5 研究支援センター規程
- 資料 8-6 研究倫理委員会規程
- 資料 8-7 東京情報デザイン専門職大学研究倫理規程
- 資料 8-8 人間工学実験倫理審査会規程
- 資料 8-9 人を対象とした人間工学実験の倫理規程
- 資料 8-10 人を対象とした人間工学実験 審査書類
- 資料 8-11 東京情報デザイン専門職大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程
- 資料 8-12 東京情報デザイン専門職大学公的研究費の不正使用防止に関する規程

第9章 【基準9】社会連携・社会貢献

【点検・評価項目】

- ①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

本学の運営母体である学校法人滋慶学園は、「職業人教育を通して社会に貢献する」をミッションに、「実学教育」・「人間教育」・「国際教育」を建学の理念(資料9-1)として掲げている。これらを適えるための運営理念として、「学生・保護者からの信頼」・「高等学校からの信頼」・「産業界からの信頼」・「地域からの信頼」の4つの信頼(資料9-1)を方針としている。本学園の社会貢献に対する方針および社会貢献活動(資料9-2)については、本学Webサイトにおいて社会に広く公開している。

本学においてもこれらに基づき、大学組織として社会から支持される大学づくりを方針として、社会連携・社会貢献に重きを置いている。

- ②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

2023年度に実施した、社会連携・社会貢献活動ならびに教育研究成果の社会還元に関する活動については次のとおりである。

(社会連携)

・教育課程連携協議会

本学では、「教育課程連携協議会」を設置し、産業界及び地域社会との連携により、広範な視点から教育課程を検討する体制を整えている。2023年度は2023年7月14日、2023年11月24日の2回開催(資料9-3,4)した。

・小学校、中学校、高等学校からの見学受け入れ

2023年10月18日(水) 江戸川区立小松川第二小学校(2年生) 10名

・高等学校出張講義

2023年8月17日(木)

宇都宮短期大学附属高等学校 教員向け AI講義 100名

2023年8月28日(月)

宇都宮短期大学附属高等学校(1年生) 250名

・大学、学外機関からの視察受け入れ

2023年6月20日(火)

全国専門学校青年懇話会 研修視察団受け入れ 20名

2023年10月13日(金)

上智大学 各種映像設備等の視察受け入れ 2名

2024年1月25日(木)

韓国 研成大学校 教員研修団視察受け入れ 25名

2024年2月25日(水)

帝京平成大学 カフェテリア(学生食堂)視察受け入れ 3名

2024年3月13日(水)

大学行政管理学会 ファシリティマネジメント研究会 視察受け入れ 3名

・地域交流、国際交流(商店街、お祭り参加、会合への参加等)

2023年4月17日(月)～22日(土)

パルプラザショッピングプラザ商店会 30周年アニバーサリー 参加

2023年9月16日(土)

平井小松川地区連合会 参加

2023年9月16日(土)・17日(日)

まつりだワッショイ小松川 参加

2023年10月28日(土)

パルプラザショッピングプラザ商店会 ハロウィンイベント 参加

2023年12月10日(日)

パルプラザショッピングプラザ商店会 餅つき大会 参加

・学外機関との連携教育(企業プロジェクト)

株式会社JTBコミュニケーションデザイン様提供

テーマ:「児童向け防災をテーマにしたプログラミング教室」(資料9-5)

概要:中央区晴海の新施設「はるみらい」の完成に伴い、防災意識を高めるためのイベントの企画から提案、実施までを対応した。

医療法人財団京映会京橋クリニック様提供

テーマ:「画像説明文生成AIを用いた業務中に発生するシステムエラーの要因分析と対処案の提示」(資料9-6)

概要:システムエラー発生時のAIによる要因分析の自動化と対応方法の提案、現場担当社の負担軽減効果について検討する。

東京商工会議所江戸川支部様および江戸川区環境部様提供

テーマ:「江戸川区カーボンマイナス都市宣言に対する中小企業への働きかけ方法の提案」(資料9-7)

概要:江戸川区内の中小企業に対して、カーボンマイナスに関するセミナー等を開催した

りなどの働きかけを行っているが、自発的に動いてくれない。このような企業が、自主的に動く意識を持つような提案の仕方について検討する。

株式会社パワーハウス様提供

テーマ:「新卒採用ページの企画立案とプロトタイプ作成」(資料9-8)

概要:企業様の意向に沿った企画を立案し提供し、WordPress等のレンタルサーバーを用いて、立案した企画に沿ったプロトタイプを作成し提示する。

・学会シンポジウム開催、学生参加

2023年12月22日

日本バーチャルリアリティ学会 サイバースペースと仮想都市研究委員会主催による、第26回サイバースペースと仮想都市シンポジウム(資料9-9)を本学で開催し、同委員会協力のもと、本学学生の参加を認めていただいた。

(社会貢献)

・江戸川区との包括連携協定(資料9-10)

学校法人滋慶学園と江戸川区は、地域社会の活性化と持続的な発展に寄与することを目的とした包括連携協定を2021年3月26日に締結している。連携事項は次のとおりである。

- 1) 教育・研究に関する人的・知的資源の交流に関すること
- 2) 地域コミュニティ活動の活性化に関すること
- 3) 災害対応に関すること
- 4) SDGsの推進に関すること
- 5) その他、地域社会の持続的な発展に関すること

・江戸川区DX推進事業に関する技術的課題の解決に向けた貢献活動

江戸川区との包括連携協定に基づき、江戸川区「メタバース区役所」(資料9-11)に実現に向けたプロジェクトチームに参画し、これを実現するための技術的課題の解決に向けた連携を図り、必要な機能の整理などを行っている。

・メディアセンター(図書館)開放

本学メディアセンター(図書館)(資料9-12)は、社会貢献の一環として、学生や教職員以外の一般の方として、江戸川区在住の18歳以上の方、他図書館からの紹介状をお持ちの方、高校生の方(居住地域に関わらず利用可能)、本学学生の保護者を対象に施設利用を認めている。2023年度の学外利用者数は延べ531名であった。

・カフェテリア(学生食堂)開放

本学カフェテリア(学生食堂)(資料9-13)は、社会貢献の一環として、学生や教職員以外

の一般の方の利用を認めている。主に近隣地域に居住されている方が利用され、地域の方のコミュニケーションスペースとしての機能を果たしている。

③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性については、随時点検・評価を行い、その結果をもとに次の活動にすぐ繋げることができる体制としている。

2023 年度は開学初年度であったため、各種活動は担当者ベースで進められている。そのため、各種活動の担当者は、短期の活動であれば活動終了後、長期的な活動であれば定期的に、各所属部署にて活動内容および改善点等について報告する。

報告された内容は、各部署所属長から教授会および事務局全体会で共有する。共有された内容は、大学運営会議に諮られ、点検・評価を行い、フィードバックを行う体制としている。フィードバックを受けた内容は、各部署所属長から各種所属部署および活動担当者へフィードバックされ、改善・向上に向けた施策を検討している。

【評価】

滋慶学園は江戸川区を中心に専門学校を展開し発展してきた経緯があるため、これまでも行政を始め地域とも永きにわたり連携・協力関係を深めてきた。本学の設置は、その一環として江戸川区と協議を進めたものであり、本学の設置計画の推進と教育効果を最大限に発揮するため、開学前の令和 3 年(2021 年)3 月に、本学園と江戸川区の間で包括的連携に関する協定を締結、翌月の令和 3 年(2021 年)4 月に本学設置予定地の一般定期借地権設定契約を締結した。

江戸川区との包括連携協定により、江戸川区の事業に協力するとともに、江戸川区と協議を進める中で、本学施設の地域社会への開放等を行っている。

本学内においては、地域社会との連携ならびに地域社会への貢献活動、地域との交流を通じて、本学と地域社会が双方にとって有益な関係になるための体制づくりが始まったところであり、その活動も徐々にではあるが増え始めてきたところである。

また、企業との教育連携についても、学生の学修を深化させる過程において、企業等から学生に対しPBL型の課題をいただき、その課題に取り組む「企業プロジェクト」についても徐々にではあるが、その活動が始まってきたところである。

【改善】

社会連携・社会貢献については、各部署、各担当者によりその活動が独自に行っている案件もある。そのため、大学全体として、部署間の連携を図るための仕組みや業務フローを確立し、社会連携と社会貢献活動を活発にする方策を立てる必要があり、また、それらを実施できる体制を強化

することが今後の課題となる。

本学は開学1年が経過したところであり、教育研究成果の社会還元に関する活動が本格化するのこれからである。教育研究成果を積み上げていくとともに、それらをどのように社会へ還元していくのかについて、全学的に検討する必要がある。

【資料】

- 資料 9-1 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「建学の理念・4 つの信頼」
(<https://www.jikeigakuen.ac.jp/about/philosophy> 2024.05.01)
- 資料 9-2 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「社会貢献活動」
(<https://www.jikeigakuen.ac.jp/about/social-contributions> 2024.05.01)
- 資料 9-3 2023 年度第 1 回教育課程連携協議会 議事録
- 資料 9-4 2023 年度第 2 回教育課程連携協議会 議事録
- 資料 9-5 企業プロジェクト仕様書
「児童向け防災をテーマにしたプログラミング教室」
- 資料 9-6 企業プロジェクト仕様書
「画像説明文生成 AI を用いた業務中に発生するシステムエラーの要因分析と対処案の提示」
- 資料 9-7 企業プロジェクト仕様書
「江戸川区カーボンマイナス都市宣言に対する中小企業への働きかけ方法の提案」
- 資料 9-8 企業プロジェクト仕様書
「新卒採用ページの企画立案とプロトタイプ作成」
- 資料 9-9 第26回サイバースペースと仮想都市シンポジウム
(<https://www.sigcs.org/2023/12/26.html> 2024.05.01)
- 資料 9-10 包括連携協定締結書
- 資料 9-11 江戸川区 Web サイト「メタバース区役所プロジェクト発足式」
(<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/kohokocho/press/2024/04/0426-2.html> 2024.05.01)
- 資料 9-12 東京情報デザイン専門職大学 メディアセンター(図書館)Web サイト
(<https://www.lib-finder.net/tid/> 2024.05.01)
- 資料 9-13 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「校舎・設備 カフェテリア」
(<https://www.tid.ac.jp/about/facility/> 2024.05.01)

第10章 【基準10】大学運営・財務 (1) 大学運営

【点検・評価項目】

①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

本学は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、情報学に関わる学術の教授及び研究を行うとともに、産業界との連携により、実践的かつ創造的な能力を備え、高い素養と倫理観をもった職業人を育成し、社会の発展に寄与すること」を目的としている。

本学における「実践的かつ創造的な能力」とは、単に「システムを開発すること」ではなく、社会やビジネス、業務内の需要を満たすために情報や情報技術を使ってシステムを開発し活用することであり、その元となる情報を、情報技術を使って価値ある状態にすることが創造である。つまり、「社会の需要に応えるために開発すること」が職業としての実践であり、「情報に新たな価値を付加すること」が創造である。社会の需要には情報に新たな価値を付加することで応えることができ、情報技術はその手段である。この情報への価値創造を行うことを本学では「情報デザイン」として定義している。

このような職業人を育成するために、教育理念(建学の精神)として、「実践」、「自立」、「創造」を掲げ、専門職大学における職業人教育の手本となり、アジアの職業人教育に貢献することを目標としている。

これらを前提として、大学運営に係る方針については、年度毎に事業計画(資料10-1)を策定し、学内で共有することとしている。

また、2023年度第11回大学運営会議(資料10-2)において、大学の将来を見据えた中・長期の計画等の検討及び策定を行うことを目的として、学長室(資料10-3,4)の設置を決定した。2024年度からその活動を開始し、中・長期的な大学運営に関する方針を検討及び策定し、学内で共有する。

②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

本学の運営に関する重要事項を審議し、学長のガバナンスを適切に保持・支援する機能として、大学運営会議(資料10-5)を設置している。大学運営会議は、学長、副学長、学部長、事務局長、その他学長が必要と認める者をもって組織し、次に掲げる事項を審議し決定する。大学運営会議は、月1回定例で開催するほか、必要に応じて学長の招集により開催する。

- 1) 大学の教育・研究・運営に関する事項
- 2) 学則、教授会規程その他大学の運営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 3) 大学教員人事発議に関する事項

- 4) 大学の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 5) その他大学の運営等に関する重要事項

本学では、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる役割として副学長を配置している。副学長は、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、理事長が任命している。既存の大学とは異なり、アカデミックな教育に加え、臨地実務実習を取り入れるなど実践的な教育に取り組む専門職大学にあつて、経営面に加え、教学面を支える体制の一役を担っている。

教授会(資料10-6)は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べる。さらに、学長、副学長、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議するとともに、学長、副学長、学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。教授会は専任教員、事務局長、学長が必要と認める教職員で構成され、次に掲げる事項を審議し意見を述べる。

- 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 1)、2)に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

また、必要に応じて専門的事項を検討するため、各委員会に諮問することができるものとしている。なお、教授会は月2回定例で開催するほか、機動的な大学運営を実現するため、学長が必要と認めたとき及び構成員の3分の1以上の要求があつたときに臨時開催を可能としている。

教育研究に関する重要な事項を審議し学長に意見を述べるにあたり、教学面における審議事項の具体について協議し、教授会に提案又は報告するための組織として各種委員会を設置している。2023年度は、次に掲げる委員会を設置し運用を実施した。

なお、機動的な大学運営を実現するため、学長は必要に応じて特別な事由に対応する特別委員会を設置できるものとしている。

- ・FD・SD委員会
- ・教務・学生委員会
- ・産学連携・就職委員会
- ・自己点検・評価委員会
- ・研究倫理委員会
- ・ハラスメント・合理的配慮委員会
- ・広報・入学試験委員会
- ・図書委員会
- ・情報セキュリティ委員会

③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

本学の予算編成に関しては、「学校法人滋慶学園経理規程第44条(予算編成の方針)」に基づき、理事長が各予算責任者の意見を徴して予算編成方針を作成し、「同規程第45条(予算の決定)」に基づき、理事長が予算案を作成し、評議員会の意見を聴き、理事会の議決を経て、年度開始前までに予算を決定する(資料10-7)。

本学における予算責任者は、「東京情報デザイン専門職大学予算管理規程第3条(予算責任者)」に基づき、事務局長としている。「同規程第4条(学内予算の編成)」に基づき、予算責任者は、法人の予算が決定され、理事長から当該年度の予算が配布されたときは、学内予算を編成する。

また、「同規程第5条(学内予算の決定)」に基づき、学長は、予算責任者によって編成された学内予算について、毎会計年度の開始前までに大学運営会議での審議を経て、学内予算を決定する(資料10-8)。

予算の執行に関しては、「同規程第6条(予算の執行)」に基づき、決定された予算を学内に周知し、決定された予算について適正な執行に努め、その執行について記録することとしている。予算執行における透明性の確保のため、予算単位を学部、ならびに事務局の部署ごとのセグメントで管理、予算部門編成、目的別に細分化した予算管理をすることで事業単位での予算実績管理を実行している。

④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

法人事務局は学校法人滋慶学園が設置する専門職大学ならびに専門学校の経理、人事などの管理業務を統括している。

本学における、事務組織の構成および事務分掌については、「東京情報デザイン専門職大学事務組織・分掌規程」(資料10-9)に基づいて規定しており、「同規程第2条(事務組織)」により、総務部、入試広報部、教学事務部の3部体制で大学事務局を構成し大学の教学運営に関する事務を執り行っている。総務部は、総務・人事・財務・施設・地域連携に関する校務、入試広報部は、入試・広報に関する校務、教学事務部は、教務・学生・産学連携・研究支援に関する校務をつかさどっている。

教職員の採用については、「東京情報デザイン専門職大学就業規則第5条(採用)」(資料10-10)に基づき、次の書類を提出した者の中から適性検査、面接(又必要に応じて筆記試験、身体検査)等の上、適任者を決定している。また、大学運営における業務内容の多様化、ならびに専門化に対応した職員体制の整備のため、予め求人案内において職種と必要とされるスキルを明示し、採用活動を行っている。

- 1) 履歴書(最近3ヶ月以内の写真添付)

- 2) 卒業及び成績証明書並びに資格を証明する書類(又は写し)
- 3) 職務経験書
- 4) 健康診断書
- 5) その他学園が必要とする書類

教職員の昇格については、「東京情報デザイン専門職大学給与規程第15条(昇給、昇格)」(資料10-11)に基づき、所属長の推薦により理事長が判断、昇給ならびに昇格を行うこととしており、職員の処遇(昇給・ベースアップ)は、人事考課に基づく個人の評価と、法人、所属部署の業績に基づき行われている。

所属長は、職員に対する業務評価や、それに基づく処遇改善のため人事考課を行う。職員の一定期間における業績、能力を考課し、これに基づいて昇給昇格、賞与、配置及び教育訓練の適正化をはかり、人事管理の公正且つ民主的運営を促進し、経営能率の向上を図ることを目的としている。なお、能力の考課は、職能資格フレームにより等級分けされたそれぞれの職能に沿って行われる。

職能資格フレームとは、対応職種と役職(職位)の立場を明確に分離し、能力、仕事、賃金三者の高低均衡を計りながら、職員の公平処遇、働きがいの創出と仕事の変動に応じた組織運営を容易にし、生産性の向上を図ることを目的とする枠組みである。職員それぞれの職務遂行能力に対して等級分けがされている。

評価は、一次考課者(部署責任者)、二次考課者(事務局長)の評価の2段階で実施している。考課者は被考課者の考課時における能力及び当該期間における業績を目標管理記録の資料により検討し、考課項目別に素点を記し、必要事項を記入して評価する。なお、考課にあたり、透明性及び納得性の高い考課を目的とし、非考課者の意欲の向上につなげるため、考課者は被考課者との面談を行うこととしている。

また、学園グループ内の大学や専門学校とのバランスを調整し、人材の育成と有効活用を図ることを目的とし、職員の異動、配置転換を行える仕組みを有している。異動、配置転換には、職員個人の意見(パーソナルアンケート)や部門からの要望を参考にしている。パーソナルアンケートとは、年1回9月に実施している。経営方針や職場環境、自己のキャリアビジョン等について職員の声を聞き、人事異動や配置転換等の人事管理データとして個人の現部署における職務の状況、将来の志向を確認する調査である。

加えて、本学での教学運営その他の大学運営における教員と事務職員による教職協働は、委員会活動が中心となっている。教員と事務職員が各委員会に委員として所属し、連携しながら活動することとしており、委員会での活動内容について、教員は教授会での報告、事務職員は事務局全体会議にて報告することにより、大学全体での情報共有を図っている。

⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

FD・SD委員会を設置し、年度当初に研修の年間計画を立てて事務職員及び教員の資質向上に取り組んでいる。

2023年度に開催された研修会のうち、事務職員及び教員の両方を参加対象とした研修の開催実績は、次の通りである。

・教職協働研修(全2回)

テーマ:「学園及び本学理念と年度事業計画共有」

開催日程:2023年4月1日(金) 2024年3月19日(火)

・ハラスメント研修(全2回)

テーマ:「ハラスメントの基礎知識と実例」

開催日程:2023年8月2日(金) 2024年3月19日(火)

・公開授業

目的:学生達から「わかりやすい」と評判の良い授業を見学することで、教職員が学生との接し方をより効果的にするための一助とする。

公開日程:2024年1月16日(火),17日(水),23日(火),24日(水)

対象科目:「キャリアデザイン I」後期火曜日1,2限 担当:志田教授・安達准教授

「情報デザイン演習」後期水曜日4限 担当:櫻井講師・磯教授・大館准教授・河合教授

また、事務職員のみを対象とした研修については、本学関連機関である一般財団法人滋慶教育科学研究所主催による研修への参加を義務づけている。各職員が参加する研修は、入職からの年数や職能に従い、事務局長及び各職員の所属部署長の推薦により、組織的かつ段階的に資質の向上を目指し、計画的に参加者を決定している。

2023年度の参加実績は次の通りである。

- ・新入職者研修 9名
- ・フォローアップ研修 1名
- ・FDマイクロレベル研修 4名
- ・教職員カウンセリング研修 10名
- ・キャリア教育インストラクター研修 3名
- ・キャリア教育アドバンスド研修 2名
- ・DX推進研修 1名

⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

文部科学省等へ提出する各種統計調査や報告書、「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況および施設等整備計画の履行状況報告書(AC)」の作成を通じて、継続して整備を推進していく項目はあるか、関係法令やコンプライアンスを遵守した大学運営が実行されているか等の点検を行っている。

また、本法人では、監事の監査を支援、そして大学運営の適切性について点検・評価する機能として内部監査室を設置している。開学初年度の大学運営に対する確認・指導・提言を監査方針とし、具体的には、1)経営・管理、2)内部統制、3)学生関係、4)教育関係、5)教員及び職員関係を重点的な監査項目として内部監査を実施した。

マニュアルやガイドライン等について、継続して整備に取り組みを推進していく項目があり、関係法令やコンプライアンスを遵守した大学運営が実行されていることを確認している。

【評価】

本学では、完成年度までの間、設置認可時の設置計画を第一に履行することを前提とし、申請書類に記載している内容に基づき、適切な大学運営に努めることは全学共有事項となっている。年度毎の事業計画により年度目標等の変化はあるものの、設置計画に基づいた適切な大学運営を行っている。完成年度後を見据え、中・長期の計画等の検討及び策定を行うことを目的として、学長室の設置を決定した。2024年度からその活動を開始し、中・長期的な大学運営に関する方針を学内で共有し、その実現のための運営体制を整備した。

また、本学では、FD・SD委員会を設置し、年度当初に研修の年間計画を立てて事務職員及び教員の意欲及び資質向上に取り組んでいる。

本学の完成年度までは「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況および施設等整備計画の履行状況報告書(AC)」(資料 10-12)の作成を通じて、継続して整備に取り組み推進していく項目はあるか、関係法令やコンプライアンスを遵守した大学運営が実行されているか等の点検を行うこととしており、学内における点検・評価結果に基づく改善・向上のプロセスは機能している。また、法人における監査プロセスについても適切に機能している。

【改善】

2024年度中に、本学の中・長期計画が策定される予定である。これに伴い、本学設置後の履行状況とも調整を図りながら、各部署及び各委員会についての運営方針やその活動について再度検討し、大学運営の在り方を検討していく必要がある。各センターについても同様に、活動内容及びその成果についても検討し、適切な大学運営に貢献していくことが今後の課題となる。

また、本学では、開学に際して新規採用した職員が多く、教員についても実務家教員を多く採

用している。そのため、大学運営に必要な FD・SD の組織的かつ継続的な実施が必要である。教員と事務職員による教職協働を更に深化させ、適切な大学運営に資する取り組みが求められる。

【資料】

- 資料 10-1 東京情報デザイン専門職大学 2023 年度事業計画
- 資料 10-2 2023 年度第 11 回大学運営会議 議事録
- 資料 10-3 2023 年度第 11 回大学運営会議 資料「2024 運営組織体系図」
- 資料 10-4 東京情報デザイン専門職大学 学長室規程
- 資料 10-5 大学運営会議規程
- 資料 10-6 教授会規程
- 資料 10-7 学校法人滋慶学園 経理規程
- 資料 10-8 東京情報デザイン専門職大学 予算管理規程
- 資料 10-9 東京情報デザイン専門職大学 事務組織・分掌規程
- 資料 10-10 東京情報デザイン専門職大学 就業規則
- 資料 10-11 東京情報デザイン専門職大学 給与規程
- 資料 10-12 大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況および施設等整備計画の履行状況報告書(AC)_2023.5 報告

第10章 【基準10】大学運営・財務（2）財務

【点検・評価項目】

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

本学における中・長期の財政計画は、本学の完成年度までの設置計画を第一に履行することとしている。

法人全体の将来構想ならびに、本学をはじめとする法人の有する教育機関の将来計画に基づく投資計画については、法人全体の財政状況から、中・長期的なリスクシミュレーションもを行い、投資の妥当性も検証して策定している。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

本学では、自己資金による大学運営を行っており、安定した教育研究活動を実現するための財務計画を施策・実施している。法人全体としても当初計画の履行を十分に遂行できる財務基盤を有していると判断し、引き続き自己資金のキャッシュポジションに注視しながら、安定した大学運営を行う。

2022年度の法人における財務関係資料は、本学 Web サイトの「情報公開」にて公開している。(資料 10-13)

また、本学では研究支援センターを設置し、リサーチ・アドミニストレーター(URA)を配置することにより、外部資金の獲得支援を促進させている。2023年度の外部資金の獲得状況として、科学研究費助成事業5件(継続課題含む)、競争的研究費(CREST)1件、民間財団等による研究助成2件、企業からの受託研究3件、学術指導(コンサルティング)3件を獲得し、配分された間接経費は大学の運営費に充当している。

【評価】

法人全体の将来構想ならびに、本学の長期計画に基づく投資計画については、法人全体の財務状況から、中・長期的なリスクシミュレーションもを行い、投資の妥当性も検証しているが、本学が完成年度を迎えるまでは、設置計画を第一に履行している。

本学の完成年度に向けて、学生数増加による学費収入増と運営効率化を見据えたコストコントロールに取り組み、早期に経常収支差額のマイナス幅の縮小に努めるとともに、完成年度以降の教育水準を維持するための適正な教育研究経費比率を設定し、事業運営と財務戦略を両軸で見据え、安定した教育研究活動を行えるよう、中・長期の財政計画を適切に策定する。

【改善】

教育研究活動を安定して遂行するために、より一層の外部資金の獲得が課題となる。研究支援センターを中心として、公的研究費・外部補助金等獲得に向けた戦略を教員と連携し、これを遂行していく必要がある。

併せて、本学総務部を中心としながら法人事務局とも連動し、補助金事業の選定・申請を行い、収入構造の改革、補助金や資金運用による収入財源の確保を促進させていく取組が求められる。

【資料】

資料 10-13 東京情報デザイン専門職大学 Web サイト「情報公開 法人の財務(貸借対照表)」
(<https://www.tid.ac.jp/assets/docs/public-information/shushi.pdf> 2024.05.01)

以上